

第1 1次計画からの変更箇所=下線 ただし、条項記号を変更した部分については省略

○ 山形県第12次鳥獣保護管理事業計画 基本指針・新旧対照表

第12次計画（案）	基本指針（平成28年10月）	第11次計画	変更理由
山形県第12次鳥獣保護管理事業計画 <u>平成29年4月1日策定</u>		山形県第11次鳥獣保護管理事業計画 平成24年3月30日策定 平成26年9月1日変更 平成27年5月29日変更	・新計画策定による変更
目 次		目 次	
第一 計画の期間		第一 計画の期間	
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休獵区に関する事項		第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休獵区に関する事項	
1 鳥獣保護区の指定	1 鳥獣保護区の指定	1 鳥獣保護区の指定	・県独自の項目追加
(1) <u>前計画期末の状況</u>	(1) 方針	(1) 方針	
(2) 方針		ア 指定に関する中長期的な方針 イ 指定区分ごとの方針	
(3) 鳥獣保護区の指定等計画		(2) 鳥獣保護区の指定等計画	
		ア 鳥獣保護区の指定計画 イ 既指定鳥獣保護区の変更計画	
2 特別保護地区の指定	2 特別保護地区の指定	2 特別保護地区の指定	
(1) <u>前計画期末の状況</u>	(1) 方針	(1) 方針	・県独自の項目追加
(2) 方針		ア 指定に関する中長期的な方針 イ 指定区分ごとの方針	
(3) 特別保護地区指定計画		(2) 特別保護地区指定計画	
3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定		3 休獵区の指定	・県独自の項目追加
(1) 方針		(1) 方針	
(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画		4 鳥獣保護区の整備等	・県独自の項目追加
4 休獵区の指定		(1) 方針	
(1) <u>前計画期末の状況</u>		(2) 整備計画	
(2) 方針		ア 管理施設の設置 イ 利用施設の整備 ウ 調査、巡視等の計画	
5 鳥獣保護区の整備等			・表示項目の整理
(1) 方針			
(2) 整備計画			
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項		第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	
		1 鳥獣の人工増殖	

<p>1 鳥獣の人工増殖 (1) 方針 2 放鳥獣 <u>(1) 前計画期末の状況</u> (2) 方針 (3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画 (4) 放獣計画</p> <p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (1) 希少鳥獣 (2) 狩猟鳥獣 (3) 外来鳥獣等 (4) 指定管理鳥獣 (5) 一般鳥獣 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) 許可しない場合の基本的考え方 (2) 許可する場合の基本的考え方 (3) わなの使用に当たっての許可基準 (4) 許可に当たっての条件の考え方 (5) 許可権限の市町村長への委譲 (6) 捕獲実施に当たっての留意事項 (7) 捕獲物又は採取物の処理等 (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集 (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 3 学術研究を目的とする場合 (1) 学術研究 (2) 標識調査 4 鳥獣の保護を目的とする場合 (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合 (2) その他鳥獣の保護を目的とする場合 5 鳥獣の管理を目的とする場合 (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方 イ 鳥獣による被害発生予察表の作成 ウ 鳥獣の適正管理の実施</p>	<p>(1) 方針 2 放鳥獣 <u>(1) 方針</u> (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画 (3) 放獣計画</p> <p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (1) 希少鳥獣 (2) 狩猟鳥獣 (3) 外来鳥獣等 (4) 指定管理鳥獣 (5) 一般鳥獣 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1) 許可しない場合の基本的考え方 (2) 許可する場合の基本的考え方 (3) わなの使用に当たっての許可基準 (4) 許可に当たっての条件の考え方 (5) 許可権限の市町村長への委譲 (6) 捕獲実施に当たっての留意事項 (7) 捕獲物又は採取物の処理等 (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集 (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 3 学術研究を目的とする場合 (1) 学術研究 (2) 標識調査 4 鳥獣の保護を目的とする場合 (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合 (2) その他鳥獣の保護を目的とする場合 5 鳥獣の管理を目的とする場合 (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方 イ 鳥獣による被害発生予察表の作成 ウ 鳥獣の適正管理の実施</p>	<p>・県独自の項目追加</p> <p>・国基本指針に準じた項目整理</p> <p>・国基本指針に準じた構成変更</p> <p>・国基本指針に準じた構成変更</p> <p>・国基本指針に準じた構成変更</p>
---	--	--

		<p>エ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定 オ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合</p> <p>6 その他特別の事由の場合</p> <p>(1) 許可基準 (2) 許可しない場合の考え方 (3) 許可に当たっての条件の考え方</p> <p>7 捕獲許可した者への指導</p> <p>(1) 捕獲物又は採取物の処理等 (2) 捕獲等又は採取等の情報の収集 (3) 従事者の指揮監督 (4) 危険の予防 (5) 錯誤捕獲の防止</p> <p>8 許可権限の市町村長への委譲</p> <p>(1) 条例に基づく許可権限の委譲 (2) 被害防止計画に基づく許可権限の委譲 (3) 市町村の事務処理に対する助言</p> <p>9 鳥類の飼養登録</p> <p>(1) 方針 (2) 飼養登録事務の処理 (3) 飼養適正化のための指導内容</p> <p>10 販売禁止鳥獣等の販売許可</p> <p>(1) 許可の考え方 (2) 許可の条件</p> <p>11 住宅集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項</p> <p>第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</p> <p>1 特定猟具使用禁止区域の指定</p> <p>(1) 方針 (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳</p> <p>2 特定猟具使用制限区域の指定</p> <p>3 猟区設定のための指導</p> <p>4 指定猟法禁止区域の指定</p> <p>(1) 方針 (2) 許可の考え方 (3) 条件の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基本指針に準じた構成変更 ・国基本指針に準じた構成変更 ・県独自の項目追加 ・国基本指針に準じた構成変更 ・国基本指針に準じた構成変更
		<p>第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</p> <p>1 特定猟具使用禁止区域の指定</p> <p>(1) 方針 (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳</p> <p>2 特定猟具使用制限区域の指定</p> <p>3 猟区設定のための指導</p> <p>(1) 方針 (2) 指定猟法禁止区域の指定</p> <p>(1) 方針 (2) 指定猟法禁止区域指定計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基本指針に準じた構成変更 ・県独自の項目整理

(4) 指定獣法禁止区域指定内訳

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理
計画の作成に関する事項

1 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施
策の方針

(1) 計画の作成方針

(2) 計画に基づく施策の方針

(3) 第二種特定鳥獣管理計画に係る市町村実施計画の作
成に関する方針

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

(2) 鳥獣生息分布調査

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(4) 狩猟鳥獣生息調査

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区の指定・管理等調査

(2) 捕獲等情報収集調査

(3) 制度運用の概況調査

4 放射性物質検査

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

(2) 設置計画

(3) 研修計画

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

(2) 設置計画

(3) 年間活動計画

(4) 研修計画

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

2 実施計画の作成に関する方針

第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

(2) 鳥獣生息分布調査

(3) 希少鳥獣等保護調査

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(5) 鳥獣保護区の指定・管理等調査

3 狩猟対策調査

(1) 方針

(2) 狩猟鳥獣生息調査

(3) 狩猟実態調査

(4) 放射性物質検査

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

(2) 調査の概要

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

(2) 設置計画

(3) 研修計画

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

(2) 設置計画

(3) 年間活動計画

(4) 研修計画

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

・国基本指針
に準じた構成
変更

・県独自の項
目追加

・国基本指針
に準じた項目
名変更

・国基本指針
に準じた構成
変更

・国基本指針
に準じた構成
変更

・国基本指針
に準じた構成
変更

<p>(2) 研修計画 (3) 狩猟者の育成及び確保のための対策 4 烏鵲保護センター等の設置 (1) 方針 5 指導 (1) 方針 (2) 年間計画 6 必要な財源の確保</p> <p>第十 その他</p> <p>1 烏鵲保護管理事業をめぐる現状と課題 2 狩猟の適正管理</p> <p>3 傷病鳥鵲救護の基本的な対応 4 感染症への対応 (1) 高病原性鳥インフルエンザ (2) その他の感染症 5 普及啓発 (1) 烏鵲の保護及び管理についての普及等 (2) 野鳥の森等の整備 (3) 安易な餌付けの防止 (4) 小中学生を対象にした普及啓発 (5) 法令の普及徹底</p> <p>鳥鵲の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (以下、「法」という。) 第1条の目的を達成するため、法第4条に基づき、環境大臣が定める「鳥鵲の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成28年10月告示第100号)」を踏まえ、山形県第12次鳥鵲保護管理事業計画を下記のとおり定めるものとする。</p> <p>はじめに 本県には豊かな自然の中、多様な鳥鵲相が形づくられており、全国で確認されている鳥類約550種のうち本県では約380種、獣類では同じく80種のうち45種の生息が確認されている。 本県は、県土面積(約93万ha)の約72%(約67万ha)が森林であり、この約46%が広葉樹林で構成され、これには全国一の面積(約15万ha)を誇るブナの天然林が含まれる。こうした豊かな森林は、多様</p>	<p>(2) 研修計画 (3) 狩猟者の減少防止対策 4 烏鵲保護センター等の設置 (1) 方針 5 指導 (1) 方針 (2) 年間計画 6 必要な財源の確保</p> <p>第十 その他</p> <p>1 烏鵲保護管理事業をめぐる現状と課題 2 狩猟の適正管理 3 入猟者承認制度に関する事項 4 傷病鳥鵲救護の基本的な対応 5 安易な餌付けの防止 (1) 方針 (2) 年間計画 6 感染症への対応 (1) 高病原性鳥インフルエンザ (2) その他の感染症 7 普及啓発 (1) 烏鵲の保護及び管理についての普及等 (2) 野鳥の森等の整備 (3) 小中学生を対象にした普及啓発 (4) 法令の普及徹底</p> <p>「鳥鵲の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第1条の目的を達成するため、法第4条に基づき、環境大臣が定める「鳥鵲の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成19年1月告示第3号)」を踏まえ、山形県第11次鳥鵲保護管理事業計画を下記のとおり定めるものとする。</p> <p>はじめに 本県には豊かな自然の中、多様な鳥鵲相が形づくられており、全国で確認されている鳥類約550種のうち本県では約380種、獣類では同じく80種のうち45種の生息が確認されている。森林に生息するツキノワグマやニホンカモシカなどの大型獣類や森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシ、クマタカなどの希少猛禽類の生息が多く確認されていることは特筆に値する。</p> <p>このことは、生物多様性の面からも、本県が重要な地</p>	<p>・国基本指針に準じた構成変更</p> <p>・定義位置の変更</p> <p>・新たな告示による変更</p> <p>・県内の鳥鶴に関する概況についてより詳しい説明に</p>
--	---	--

な鳥獣の生息に適した環境を有し、食物連鎖の頂点に立つイヌワシやクマタカといった絶滅危惧種（環境省又は本県が作成した最新のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣をいう。以下同じ。）の希少な猛禽類の全国有数となる生息を支えている。

一方で、明治・大正期以後、長らく絶滅したとされてきたイノシシ、ニホンジカが県内全域で急激に分布を回復しており、飛来数が増加しているカワウとともに農林水産業に対する被害の増加が懸念されている。このような在来種の鳥獣の急増は、アライグマなど外来鳥獣の侵入と同様に生態系に対する影響も懸念される。

また、ニホンザル、ツキノワグマが人の生活領域に出没する傾向を強めているとともに、カラスやスズメ、ムクドリなどによる農業被害は依然として大きく、人と鳥獣とのあづれきの増大が懸念される。

こうした状況を踏まえ、希少な鳥獣については、餌となる動物を含め、その生息環境とともに保全する一方、人の生活や生態系とのバランスを失わせつつある鳥獣については、急激な個体数の増加や生息域の拡大を抑制し、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等をはじめとする同法の趣旨を踏まえながら、適正に保護管理事業を実施していくものとする。

第一 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

ただし、平成28年熊本地震（平成28年4月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。）の影響により鳥獣保護管理事業計画を作成することが困難な場合には、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、現行の鳥獣保護管理事業計画を延長できることとし、その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成34年3月31日までとする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 前期計画期末の状況

鳥獣保護区の指定は鳥獣の保護を図るうえで根幹と

域であることを示している。鳥獣保護事業の実施にあたっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等をはじめとする同法の趣旨を踏まえながら、実施していくものとする。
変更

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日ににおいて変更し、第11次鳥獣保護管理事業計画とする。

・新計画の策定期間への変更

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。）、

・項目の追加

なる制度で、これまで積極的にその指定に努めてきたところであり、県全体の鳥獣保護区の指定面積は、県指定(89,213ha)、国指定(30,253ha)合計で119,466haと県土面積932,346haの約13%を占めている。

しかし、イノシシによる農業被害やツキノワグマの出没の増加に伴い、その生息地にあたる鳥獣保護区において、狩猟による捕獲圧の確保が求められるようになり、区域の縮小又は更新の取りやめに至る事例が生じている。

(2) 方針

ア 指定に関する方針

(ア) 新規区域の指定

希少な猛禽類について、餌となる動物を含め、その生息を保護するため、営巣地周辺や餌場となる山岳の森林地帯の区域を調査し、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大に努めるものとする。生息環境を安定して保全するため、新設の場合の存続期間は原則として20年とする。

(イ) 既存区域の指定更新

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において期間満了となる既設の鳥獣保護区については、原則として存続期間の更新を行うものとする。

この場合、森林鳥獣生息地や大規模生息地のうち、希少な猛禽類の生息地であって生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区又は山形県自然環境保全条例（昭和48年3月24日山形県条例第21号）第7条第1項の規定により指定した山形県自然環境保全地域（以下、「自然環境保全地域」という。）の区域を含む鳥獣保護区については、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

ただし、鳥獣保護区に生息する鳥獣によって周辺地域に被害を発生させることが確認され、狩猟による捕獲圧を確保する必要があると判断される場合、その鳥獣保護区の区域を縮小し又は更新取りやめを検討するものとする。なお、この場合、法第12条第2項の規定により被害を発生させる狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定することを検討するものとする。

特別保護地区（以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。）及び休獵区に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記する。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保护団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示す。

(1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況にあわせて適切な期間を設定する。

なお、地域の自然的・社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

(2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

- ・前期計画期間の特記すべき状況について説明を追加

- ・新規指定の方針を説明する項目を追加

- ・語句の整理
- ・更新指定の方針の説明を記載

- (3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。
- (5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。
- (6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。
- (7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るために生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努める。

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合においては、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るために、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

森林鳥獣生息地の保護区は、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000ha（北海道にあっては20,000ha）ごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指

イ 指定区分ごとの方針

第11次鳥獣保護管理事業計画期間中においては、森林鳥獣生息地の新たな保護区を指定するとともに、期間満了となる既設の鳥獣保護区については原則として指定期間の更新を行うものとする。ただし、鳥獣による被害や生息の状況等に応じて指定区域等の見直しを行うものとする。

なお、鳥獣保護区の現状を踏まえ、次期鳥獣保護管理事業計画の策定に向けて指定期間や更新のあり方について検討するものとする。

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るために、良好な森林生態系が形成されている地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

・構成変更による削除

・希少な猛禽類の保護に重点を置き、長期指定する方針を記載

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

希少な猛禽類をはじめ、森林に生息し又は森林を餌場にする鳥獣の保護を図るため、良好な森林生態系が形成されている地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあっては、希少な猛禽類の生息地であって生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区又は自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新

たな存続期間を20年として更新するものとする。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあっては、希少な猛禽類の生息地であって生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅危惧種にあたる鳥獣若しくは準絶滅危惧種（N T）、情報不足（D D）又は絶滅のおそれのある地域個体群（L P）として環境省又は本県が作成した最新のレッドリストに掲載されている鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性につ

定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

1) 天然林

2) 林相地形が変化に富む地域

3) 溪流又は沼沢を含む地域

4) 飼となる動植物が豊富な地域

(2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は 10,000ha 以上とする。

ア 猛禽（きん）類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帶林、温帶林、亜寒帶林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

(3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲（せい）哺乳類（法第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

ア 現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

イ かつて渡來する鳥類の種又は個体数が多かった地域

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

- ・希少な猛禽類の保護に重点を置き、長期指定する方針を記載

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

- ・語句の整理

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B 類又は II 類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、山形県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣、その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

- ・定義の整理

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、鳥獣保護区の必要性について検討する。

- ・語句の整理

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、

いて検討する。

既存区域の指定更新にあっては、自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

(3) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

ア 鳥獣保護区の指定計画

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において新たに鳥獣保護区を指定する計画はないが、(2)方針に基づき、新たな鳥獣保護区の指定を検討していくものとする

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

(4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲(せい)哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

4 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進める。

2 特別保護地区の指定

(1) 前期計画期末の状況

鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があると認められる区域を指定する特別保護地区的指定面積は、県指定（5,568ha）、国指定（4,600ha）合計で 10,168ha と鳥獣保護区指定面積 119,486ha の約 9%となっている。

鳥獣保護区の必要性について検討する。

・重要な自然環境を長期指定する方針を記載

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

ア 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

・新計画における記載に変更

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

2 特別保護地区の指定

・現況及び前期計画期間の状況について説明を追加

特別保護地区は、主に山岳の山頂部や稜線部、河川の最上流部を含めた区域であって、人が居住する地域から離れた区域を指定していることから、鳥獣による被害の発生等を理由にした区域の縮小又は指定取りやめの事例はない。

(2) 方針

ア 指定に関する方針

(ア) 新規区域の指定

鳥獣保護区内において、希少な猛禽類の営巣地であるなど、生息環境の保全や生態系の維持が、生息鳥獣にとって特に重要である地域について把握し、特別保護地区の指定に努めるものとする。特別保護地区の存続期間は鳥獣保護区の存続期間と同一の期間とする。

(イ) 期間満了となる区域の指定

第 12 次鳥獣保護管理事業の計画期間中において期間満了する特別保護地区については、鳥獣の生息状況等に応じ、原則として再び指定を行うものとする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

希少な猛禽類の営巣地など、良好な鳥獣の生息環境となっている区域の新たな指定又は区域の拡大の必要性について検討する。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該鳥獣保護区において必要と認められる中核的地区に対する新たな指定又は区域の拡大の必要性について検討する。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区に対する新たな指定の必要性について検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区に対する新たな指定の必要性について検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区を新設する場合、保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域について指定を検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区内において、生息環境の保全や生態系の維持が、生息鳥獣にとって特に重要である地域について把握し、特別保護地区的指定に努めるものとする。

第 11 次鳥獣保護管理事業計画期間中においては、特別保護地区未指定の鳥獣保護区について、上述の方針に従い、指定箇所の検討を進めるとともに、期間の満了する特別保護地区について、鳥獣の生息状況等に応じ、再指定を行う。

- 新規指定の方針を説明する項目を追加し、構成を変更

・語句の整理

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の 2 分の 1 以上の地区につき、それぞれの面積の 10 分の 1 以上を指定するよう努める。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽(きん)類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域について指定の必要性を検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。

- 希少な猛禽類の保護に重点を置き、新規指定する方針を記載

・語句の整理

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域について指定の必要性を検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定の必要性を検討する。

- 語句の整理

・語句の整理

・語句の整理

<p><u>鳥獣保護区を新設する場合、保護対象となる鳥獣の移動路として必要と認められる中核的地区について指定を検討する。</u></p> <p>(キ) <u>身近な鳥獣生息地の保護区</u> 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について、<u>住民生活への影響を十分考慮のうえ、指定の必要性を検討する。</u></p> <p>(3) 特別保護地区指定計画 <u>(第3表)</u></p> <p><u>ア 特別保護地区的指定計画</u> 第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において新たに特別保護地区を指定する計画はないが、(2)方針に基づき、新たな特別保護地区の指定を検討していくものとする</p> <p><u>イ 既指定特別保護地区の再指定計画</u> <u>(第4表)</u></p> <p><u>3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定</u></p> <p>(1) 方針 鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域については、法第12条第2項に基づき、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域（以下、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」という。）を指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。</p> <p>(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画 <u>(第5表)</u></p> <p><u>4 休猟区の指定</u></p> <p>(1) 前計画期末の状況 県内に休猟区はない。 休猟区の指定効果について検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度から休猟区の指定を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。調査の結果、休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少していることを理由に、<u>第10次鳥獣保護事業計画以降、休猟区の指定は行っていない。</u></p> <p>保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。</p> <p>(7) 身近な鳥獣生息地の保護区 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。</p> <p>5 特別保護指定区域 集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。 なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。</p> <p>6 休猟区の指定 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。</p> <p>休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努め、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動</p>	<p>(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定の必要性を検討する。</p> <p>(2) 特別保護地区指定計画 <u>(第4表)</u> <u>(第5表)</u></p> <p>・鳥獣保護区に準じた項目の追加</p> <p>3 休猟区の指定 (1) 方針</p> <p>休猟区の指定効果について検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度から休猟区の指定を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。</p> <p>調査の結果、休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少している状況を鑑み、<u>第11次鳥獣保護管理事業計画期間中においても休猟区の指定は行わないものとする。</u></p> <p>3 休猟区の指定 (1) 方針</p> <p>・新たな状況変化に対応する項目、規定の追加</p> <p>3 休猟区の指定 (1) 方針</p> <p>・現況及び前記計画期間の状況について説明を追加</p>
---	---

(2) 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において、新たな休獵区の指定は原則として行わない。ただし、本県が第二種特定鳥獣に指定する狩猟鳥獣が被害を発生させることを理由に鳥獣保護区を縮小し又は更新を取りやめる場合、鳥獣保護区の従前の区域を休獵区に指定し、法第14条第1項による特例を適用させることを検討することとする。また、鳥獣保護管理員等による生息状況調査等から、狩猟鳥獣等が明らかに減少している区域が見つかった場合は、休獵区の指定を検討するものとする。

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

指定区域の境界等を明らかにするため、鳥獣保護区等（狩猟鳥獣捕獲禁止区域を含む）について標識類の整備を図ることとし、多雪地帯においては、制札から木標への立て替えに努める。

新規に指定する鳥獣保護区等がある場合は、狩猟期間前に境界を優先して標識類の設置を行い、区域の拡大又は縮小を行う場合は、移動する境界の標識類を移動させ、又は新規補充するものとする。

存続期間の更新を行わない鳥獣保護区等がある場合は、原則として、狩猟期間前に標識等を撤去するものとする。

観察のための利用施設については、必要に応じて整備に努める。

また、鳥獣保護区等全般について、定期的な巡視を行い、標識類等の管理を行うとともに、鳥獣保護区等内における鳥獣の生息状況の把握に努める。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置箇所数等(新規及び更新)

(第6表)

イ 利用施設の整備

(第7表)

ウ 調査、巡視等の計画

(第8表)

向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

また、休獵区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

なお、休獵区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行なうことができる特例制度の活用を進める。

7 鳥獣保護区の整備等

(1) 管理施設、利用施設の整備

鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮する。

ア 管理施設の整備

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設を整備する。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努める。

イ 利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。

(2) 保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載する。

ア 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方

イ 鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要）

また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。

・特例休獵区制度の活用について追記

ただし、鳥獣保護管理員等による生息状況調査等から、明らかな狩猟鳥獣等の減少が見られる場合は、休獵区の指定を検討するものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

指定区域の境界等を明らかにするため、鳥獣保護区全般について標識類の整備を図ることとし、多雪地帯においては、制札から木標への立て替えに努め、新規指定及び区域を拡大する鳥獣保護区については、標識類の設置に努める。観察のための利用施設については、必要に応じて整備に努める。

また、鳥獣保護区全般について、定期的な巡視を行い、標識類等の管理を行うとともに、鳥獣保護区内における鳥獣の生息状況の把握に努める。

・狩猟鳥獣捕獲禁止区域の規定を追加

・標識等整備の手順を具体的に記載

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置箇所数等(新規及び更新)

(第6表)

イ 利用施設の整備

(第7表)

ウ 調査、巡視等の計画

(第8表)

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とされているキヤマドリ、キジ等について人工増殖を行う者に対し、以下に配慮して指導するものとする。

ア 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

イ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2 放鳥獣

(1) 前計画期末の状況

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とされているキジ、ヤマドリについて自然状態における生息動向等を検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度から放鳥を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。

調査の結果、放鳥休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少している状況を鑑み、県として第10次鳥獣保護事業計画以降、キジ・ヤマドリの放鳥は行わないこととしている。

(2) 方針

第12次鳥獣保護事業計画期間中において、県として、人工増殖した個体の放鳥は行わない。

個体数減少により増加させる必要が生じた狩猟鳥獣がある場合、人工増殖及び放鳥による遺伝的なかく乱の防止を図る観点から、法第12条第2項による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限等、当該鳥獣の保護規制により個体数の回復を図ることを優先するものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

キジの生息分布が市街地周辺まで拡大したものの、キジ、ヤマドリの県内の生息数に大きな変化が見受けられないことから、今後も現在の生息数の維持を目標とする。また、必要に応じ引き続き適切な人工増殖に係る事業の実施等について、養殖業者組合に指導する。

・国基本指針に準じた規定に整理

1 鳥獣の人工増殖

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導する。この場合、下記の点に配慮する。

- (1) 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。
- (2) 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。
- (3) 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雫を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2 放鳥獣等

(1) 鳥類

ア 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがない、放鳥の効果が認められ、放鳥計画を作成した場合には、同計画に基づき必要な個体数を放鳥できる。また、その際、獵区制度の積極的な活用を図る。放鳥を取りやめる場合は、当該鳥類の保護規制の活用等により、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。

イ 放鳥の取扱い

1) 放鳥する鳥類の種類及び数量

放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。

数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。

2) 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意する。

- ① 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して、放鳥効果の分析を行う。
- ② 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に

2 放鳥獣

(1) 方針

自然状態におけるキジ・ヤマドリの生息動向等について検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度から放鳥を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。

・現況及び前期計画期間の状況について説明する項目立てに整理

調査の結果、休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少している状況を鑑み、第11次鳥獣保護事業計画期間中においても、狩猟鳥の放鳥は行わないこととする。

<p>(3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画 <u>なし。</u></p>	<p>標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。 ③ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行う。 ④ 特有の生態系を有する島嶼であって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。 ⑤ 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについて検討する。 ⑥ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雫を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。</p>	<p>(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画 <u>種鳥の入手計画は無く、放鳥は行わないものとする。</u></p>	<p>・表現の整理</p>
<p>(4) 放獣計画 <u>狩猟鳥獣である哺乳類について、原則として人工増殖した個体の放獣は行わないものとする。</u></p>	<p>(2) 哺乳類 狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。</p> <p>(3) 希少鳥獣等 希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。</p> <p>(4) 外来鳥獣等 外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥を行わない。</p>	<p>(3) 放獣計画 <u>獣類の人工増殖計画は無く、放獣は行わないものとする。</u></p>	<p>・国基本指針に準じた規定に整理</p>
<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>(1) 希少鳥獣 ア 本県における希少鳥獣（以下、「山形県希少鳥獣」）</p>	<p>I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項</p> <p>第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施</p> <p>以下区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進める。</p> <p>1 制度上の区分に応じた保護及び管理</p> <p>(1) 希少鳥獣等 ア 対象種</p>	<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>(1) 希少鳥獣 「レッドデータブックやまがた（動物編）」に記載さ</p>	<p>・本県における</p>

という。)とは、本県が作成した最新のレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B類、II類又は絶滅のおそれのある地域個体群(L P)に該当する鳥獣であって、法第2条第4項により環境省令で定める希少鳥獣及び同条第7項により環境省令で定める狩猟鳥獣を除くものとする。

(第9表)

イ 山形県希少鳥獣については、生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて適切な保護を図る。

希少鳥獣には、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B類又はII類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧 I A・I B類又はII類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を環境省令で定めるものとする。国は、レッドリストの見直し又は適切な保護若しくは管理の手法が確立した段階で対象種を見直す。

また、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができるものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直す。

なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

イ 保護及び管理の考え方

環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区(希少鳥獣生息地の保護区)の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るために取組を行う。

さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護又は管理に努める。なお、希少鳥獣等に関する地域における取組について、必要に応じて、都道府県が任意に地域の計画を作成することは妨げない。

特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種に指定し、同法に基づく取組を実施する。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

狩猟鳥獣は、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。

2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。

- ① 当該鳥獣の保護の観点
- ② 生物多様性の確保の観点
- ③ 社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的

れている鳥獣を含む希少鳥獣については、生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて保護を図る。

る希少鳥獣の範囲についての定義を記載

・山形県希少鳥獣に対する対応方針を記載

(2) 狩猟鳥獣

ア 狩猟鳥獣については、生息状況等や被害状況等の把握に努め、必要に応じて保護又は管理を図る。

また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 被害防止の目的で行う捕獲等(以下「有害鳥獣捕獲」という。)の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の作成及びその推進により、地域個体群の存続を図りつつ、被害の防止を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア 狩猟鳥獣については、生息状況等や被害状況等の把握に努め、必要に応じて保護又は管理を図る。

また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の作成及びその推進により、地域個体群の存続を図りつつ、被害の防止を図る。

・語句の定義を追加

な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

イ 保護及び管理の考え方

国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組を行わない。

(3) 外来鳥獣等

国内に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された外来鳥獣及び県内に本来生息地を有しておらず、人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）については、その生息・被害状況等の把握に努めるとともに根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図る。

(3) 外来鳥獣

ア 対象種

外来鳥獣は、我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

イ 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

(4) 指定管理鳥獣

ア 法第2条第5項により、環境大臣が定める指定管理鳥獣については、生息状況や被害状況等の把握に努め、適切な管理を図る。

また、関係行政機関からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産等又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案し

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、環境省令で定めるものとする。

国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が

(3) 外来鳥獣等

国内に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された外来鳥獣及び県内に本来生息地を有しておらず、人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）については、その生息・被害状況等の把握に努めるとともに根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害捕獲を推進し被害の防止を図る。

(4) 指定管理鳥獣

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号。以下、「法」という。）第2条第5項により、環境大臣が定める指定管理鳥獣については、生息状況や被害状況等の把握に努め、適切な管理を図る。

また、関係行政機関からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産等又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、必要に応じて指定

・法律の定義の位置を変更

て、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等実施計画に基づき捕獲等の目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

拡大している鳥獣の生息状況、当該鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等について、都道府県の調査結果から情報を収集し、動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断して、適切な時期に指定管理鳥獣の指定及び見直しを行う。

イ 管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進する。都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。また、都道府県は、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。さらに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策との整合を図る。

国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定する。また、国の機関が、自らが管理する区域内で、自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、国自ら捕獲等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の一般鳥獣については、調査等により生息状況等の把握に努める。

地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

(5) 一般鳥獣

ア 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。例えば、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル、ニホンカモシカ等については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、特定計画に基づく保護又は管理を図る必要がある。また、全国的な観点からは希少鳥獣には指定されていないが、地域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、各都道府県のレッドリストに掲載されている種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

管理鳥獣捕獲等実施計画に基づき捕獲等の目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

ウ イノシシ及びニホンジカは、現在、「レッドデータブックやまがた（動物編）」において絶滅種に区分されているが、近年、県内で生息数及び生息地の範囲が拡大しているとみられることから、指定管理鳥獣として適切な管理を図る。（付属資料3-1、3-2、4参照）

る事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（以下、単に「捕獲許可」という。）等に関する事項として以下の事項等を盛り込む。

1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

(1) 許可しない場合の基本的考え方
ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画(法第7条の4に基づき環境大臣が定める計画)に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。
ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させたりする等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害捕獲を図るものとする。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

エ 捕獲等又は採取等によって、第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画(法第7条の4に基づき環境大臣が定める計画)に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

カ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくとも捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

・国基本指針に準じた規定に整理

・国基本指針に準じた規定に整理

・国基本指針に準じた規定に整理

・国基本指針に準じた規定の整理

<p>(2) 許可に当たっての条件の考え方</p> <p>捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りの実施方法、猟具の所有等について付すものとする。</p> <p>特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。</p> <p>また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、<u>捕獲数の上限に関する適切な条件</u>を付すものとする。</p> <p style="text-align: right;">(第10表)</p> <p>(3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p><u>ア わなの構造に関する基準</u></p> <p>わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たす場合に許可する。</p> <p style="text-align: right;">(第11表)</p> <p>(ア) 獣類の捕獲等を目的とする許可申請の場合 ((ウ)の場合を除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないもので、また、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定されること。 <p>(イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的とする許可申請の場合</p> <p>くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、(ア)1)の基準に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。</p> <p>(ウ) ツキノワグマの捕獲等を目的とする許可申</p>	<p>支障を及ぼすおそれがない、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。</p> <p>(2) 許可に当たっての条件の考え方</p> <p>捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。</p> <p>特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。</p> <p>また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。</p> <p>(3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p><u>ア わなの構造に関する基準</u></p> <p>わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、誤認捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合 <ol style="list-style-type: none"> ① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したこと。 ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したこと。 2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合 <p>鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないもので、また、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。</p> <p>(イ) ヒグマ及びツキノワグマをわなで捕獲する許可申</p>	<p>キ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）</p> <p>第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>ク 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による知事の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 許可する場合の基本的考え方</p> <p style="text-align: right;">(第9表)</p> <p>(3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p>わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たす場合に許可する。</p> <p style="text-align: right;">(第10表)</p> <p>(ア) 獣類の捕獲等を目的とする許可申請の場合 ((ウ)の場合を除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないもので、また、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定されること。 <p>(イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的とする許可申請の場合</p> <p>くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、(ア)1)の基準に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。</p> <p>(ウ) ツキノワグマの捕獲等を目的とする許可申</p>
--	--	--

<p>請の場合</p> <p>箱わなに限るものとする。</p> <p>イ 標識の装着に関する基準</p>	<p>請の場合</p> <p>はこわなに限る。</p> <p>イ 標識の装着に関する基準</p>	<p>の場合</p> <p>箱わなに限るものとする。</p> <p>(4) 許可に当たっての条件の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基本指針に準じた項目名の変更
<p>法第9条第12項の規定に基づく標識の装着を行うものとする。ただし、捕獲許可が必要なネズミ・モグラ類を捕獲する場合において、獵具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、獵具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によるものとする。</p>	<p>法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、獵具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、獵具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によるものとする。</p>	<p>捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行った際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県希少鳥獣に対する対応方針を記載
<p>(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方</p> <p><u>山形県希少鳥獣に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。</u></p>	<p>(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方</p> <p>地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p>	<p>特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。</p> <p>また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県希少鳥獣に対する対応方針を記載
<p>(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方</p> <p><u>捕獲実施区域と水鳥又は希少な猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するものとする。</u></p>	<p>(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方</p> <p>捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽(きん)類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。</p>	<p>県は、市町村へ捕獲許可に係る権限を委譲している鳥獣について、その捕獲が法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従い適切に業務が施行されるとともに、知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基本指針に準じた項目の追加
<p>2 目的別の捕獲許可の基準</p> <p>捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者にあっては、以下の基準に適合する必要がある。</p>	<p>2 目的別の捕獲許可の基準</p> <p>捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者にあっては、以下の基準に適合する必要がある。</p>	<p>(6) 捕獲実施に当たっての留意事項</p> <p>捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し誤認捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。</p> <p>また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基本指針に準じた構成の変更
<p>ア 標識の装着</p> <p>法第9条第12項の規定に基づき、獵具ごとに、見やすい場所に住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲許可が必要なネズミ・モグラ類を捕獲する場合において、獵具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、獵具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によるものとする。</p> <p>イ 錯誤捕獲の防止</p> <p>ツキノワグマについて誤認捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状(ツキノワグマの脱出口を設けた箱わな)、餌付け方法等を工夫して誤認捕獲の防止を徹底するものとする。</p>	<p>ア 標識の装着</p> <p>法第9条第12項の規定に基づき、獵具ごとに、見やすい場所に住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲許可が必要なネズミ・モグラ類を捕獲する場合において、獵具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、獵具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によるものとする。</p> <p>イ 錯誤捕獲の防止</p> <p>ツキノワグマについて誤認捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状(ツキノワグマの脱出口を設けた箱わな)、餌付け方法等を工夫して誤認捕獲の防止を徹底するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基本指針に準じた構成の変更 	

また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

※ ツキノワグマの錯誤捕獲については、附属資料1写真参照。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しないものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれがある場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに捕獲物等が、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにすること。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入された個体又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タッグ)の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にすること。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外では捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図るため、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告(写真又はサンプルの添付を含む)を求めるものとする。

また、錯誤捕獲の情報についても収集に努め、特に、

・国基本指針に準じた構成の変更

・国基本指針に準じた構成の変更

3 学術研究を目的とする場合

- (1) 学術研究
ア 許可基準

(第12表)

(捕獲の目的)

- 研究の目的及び内容が、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。
- (ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない
- (イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方では、その目的を達成することができないと認められること。
- (ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- (エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。
また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域において生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等適正な捕獲が行われるよう措置するものとする。このような種については、特に鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放棄させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 許可基準

(第11表)

(捕獲の目的)

研究の目的及び内容が、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

(許可対象者)

<p>(許可対象者) 理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者 (鳥獣の種類・数) 研究の目的を達成するために必要な種類又は数 ただし、外来鳥獣等に関する学術研究をする場合には、適切な種類又は数とする。</p> <p>(期間) 1年以内</p> <p>(区域) 研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定獣具使用禁止区域、特定獣具使用制限区域（特定獣具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。 (捕獲方法) 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (ア)法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている獣法ではないこと。 (イ)殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要なと認められるものであること。 (捕獲等又は採取等後の措置) 捕獲・採取後の措置が原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 (ア)殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。 (イ)個体識別のため、指切り、ノーザタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 (ウ)電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。</p> <p>(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）</p>	<p>理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。 ウ 鳥獣の種類・数 研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。</p> <p>エ 期間 1年以内。</p> <p>オ 区域 研究の目的を達成するために必要な区域とする。</p> <p>カ 方法 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている獣法（以下「禁止獣法」という。）ではないこと。 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>キ 捕獲等又は採取等後の措置 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。</p> <p>(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）</p>	<p>理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者 (鳥獣の種類・数) 研究の目的を達成するために必要な種類又は数 ただし、外来鳥獣等に関する学術研究をする場合には、適切な種類又は数とする。</p> <p>(期間) 1年以内</p> <p>(区域) 研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定獣具使用禁止区域、特定獣具使用制限区域（特定獣具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。 (捕獲方法) 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (ア)法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている獣法ではないこと。 (イ)殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要なと認められるものであること。 (捕獲等又は採取等後の措置) 捕獲・採取後の措置が原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 (ア)殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。 (イ)個体識別のため、指切り、ノーザタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 (ウ)電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。</p>
--	--	--

・国基本指針
に準じた構成
の変更

<p><u>原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア 許可基準</p> <p>(第1_3表)</p> <p>(許可対象者)</p> <p>国若しくは都道府県の鳥獣行政担当職員又はこれらから委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む）</p> <p>(鳥獣の種類・数)</p> <p>鳥類各種</p> <p>原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。</p> <p>(期間)</p> <p>1年以内</p> <p>(区域)</p> <p>原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(方 法)</p> <p>原則として、網、わな、手捕</p>	<p>原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>ア 許可対象者</p> <p>国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）</p> <p>イ 鳥獣の種類・数</p> <p>標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。</p> <p>ウ 期間</p> <p>1年以内。</p> <p>エ 区域</p> <p>規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。</p> <p>オ 方法</p> <p>網、わな又は手捕。</p> <p>カ 捕獲等又は採取等後の措置</p> <p>足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。</p> <p>2-2 鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>第一種特定鳥獣保護計画の定めがないため、これに基づく鳥獣の保護を目的とした捕獲等の許可は行わないものとする。</p> <p>ア 許可対象者</p> <p>国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。</p> <p>イ 鳥獣の種類・数</p> <p>第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切か</p>	<p>(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）</p> <p>ア 許可基準</p> <p>(第1_2表)</p> <p>(許可対象者)</p> <p>国若しくは都道府県の鳥獣行政担当職員又はこれらから委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む）</p> <p>(鳥獣の種類・数)</p> <p>鳥類各種</p> <p>原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、1,000羽以内、その他の者においては500羽以内。</p> <p>ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。</p> <p>(期間)</p> <p>1年以内</p> <p>(区域)</p> <p>原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(方 法)</p> <p>原則として、網、わな、手捕</p>	<p>・国基本指針に準じた規定の変更</p> <p>4 鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>第一種特定鳥獣保護計画の定めがないため、これに基づく鳥獣の保護を目的とした捕獲の許可は行わないものとする。</p>
---	--	--	--

	<p>つ合理的な数（羽、頭又は個）であること。</p> <p>ウ　期間</p> <p>第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。</p> <p>エ　区域</p> <p>第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。</p> <p>オ　方法</p> <p>可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を探すこと。</p>	
(2) その他鳥獣の保護を目的とする場合 ア　許可基準 (捕獲の目的) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 (許可対象者) 国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員(出先機関の職員を含む) (鳥獣の種類・数) 必要と認められる種類及び数 (期間) 1年以内 (区域) 申請者の職務上必要な区域。 (方法) 網、わな、手捕 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獣法は認めない。ただし、他の方法が無く、止むを得ない事由がある場合はこの限りではない。 (捕獲の目的) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 (許可対象者) 国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員(出先機関の職員を含む)、鳥獣保護管理員、野生鳥獣救護所運営者 (鳥獣の種類・数) 必要と認められる種類及び数 (期間) 1年以内 (区域) 必要と認められる区域。 (方法) 網、箱わな、手捕 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されて	<p>(2) その他鳥獣の保護を目的とする場合 ア　許可基準 (捕獲の目的) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 (許可対象者) 国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員(出先機関の職員を含む) (鳥獣の種類・数) 必要と認められる種類及び数 (期間) 1年以内 (区域) 申請者の職務上必要な区域。 (方法) 網、わな、手捕 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獣法は認めない。ただし、他の方法が無く、止むを得ない事由がある場合はこの限りではない。 (捕獲の目的) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 (許可対象者) 国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員(出先機関の職員を含む)、鳥獣保護管理員、野生鳥獣救護所運営者 (鳥獣の種類・数) 必要と認められる種類及び数 (期間) 1年以内 (区域) 必要と認められる区域。 (方法) 網、箱わな、手捕</p>	

いる獵法は認めない。ただし、他の方法が無く、止むを得ない事由がある場合はこの限りではない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア 許可基準

(第15表)

(ア) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は、銃獵免許を所持する者（装薬銃を使用する場合は第1種銃獵免許を所持する者で、空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃獵免許を所持する者。以下同じ。）、銃器の使用以外の方法による場合は、網獵免許又はわな獵免許を所持する者、及びこれらの者を従事者とする法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ）とする。ただし、銃器の使用以外の方法（網又はわな）による法人に対する許可であって、次の(a)～(d)の条件を全て満たす場合は、狩獵免許を受けていない者も従事者として許可の対象とする。

(a) 従事者の中に獵法の種類に応じた狩獵免許所持者が含まれること。

(b) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

(c) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

(d) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

(イ) 鳥獣の種類・数

a 県が定める第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣（以下、「第二種特定鳥獣」という。）を対象とする。

b 捕獲等の数は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき年度毎に定める数とする。市町村が市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画（以下「市町村実施計画」という。）を定めた鳥獣にあっては、その鳥獣を対象に市町村が個体数の調整を実施する場合、

オ 方法

禁止獵法は認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

ア 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃獵免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第1種銃獵又は第2種銃獵免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網獵免許又はわな獵免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩獵免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- ① 従事者の中に獵法の種類に応じた狩獵免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、他の方法が無く、止むを得ない事由がある場合はこの限りではない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合

・国基本指針に準じた構成の変更

・個体数調整を目的とした捕獲許可の基準を明確にするための記載の追加、変更
・国基本指針に準じた構成の変更

・個体数調整を目的とした捕獲許可の基準を明確にするための記載の追加、変更
・国基本指針に準じた構成の変更

市町村実施計画に定める数を当該年度の上限とする。

(ウ) 期間

a 原則として1年間以内とする。ただし、ツキノワグマについては、30日以内とする。

b 第二種特定鳥獣以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。

(エ) 区域

a 原則として市町村の区域内に限るものとする。

ただし、市町村境において捕獲等を実施する等、必要と認められる場合は、関係する市町村及び関係者間の協議が整ったことを条件に、広域的な区域で許可できるものとする。

b 鳥獣保護区における捕獲等は、特に第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために特に必要な場合について許可できるものとする。ただし、捕獲等に当たっては、錯誤捕獲の可能性の高いわなや鉛製銃弾を使用しないなど、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。

なお、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、生態系の保全に支障がある場合など特に必要性が認められる場合を除き捕獲等を許可しないこと。

(オ) 方法

a 銃

(a) ツキノワグマについては、春季(3～5月)におけるライフル銃による捕獲等とする。

(b) ニホンザルについては散弾銃の使用を原則とする。ライフル銃を使用する場合には、県みどり自然課と協議すること。

(c) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

b わな

(a) わなによるイノシシの捕獲等においては、ツキノワグマやカモシカ等についての錯誤捕獲の発生を防止するため、わなの設置場所、構造及び使用

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

・従前の有害捕獲許可の基準の規定に準じて整理

・従前の有害捕獲許可の基準の規定に準じて整理

・広域許可の対象をニホンザル以外にも拡大

・従前の有害捕獲許可の基準の規定に準じて整理

・国基本指針に準じた規定の追加

・従前の有害捕獲許可の基準の規定に準じて整理

する餌等に関し、i の基準を満たすことを条件に許可するものとする。(イノシシ捕獲のためのわなによる、ツキノワグマの錯誤捕獲の例については附属資料1参照)

i 箱わなの使用及び設置については、次によるものとする。

- ・周辺にツキノワグマの出没が認められない場所に設置すること。
- ・わな上部に一辺30cm以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。(附属資料2参照)
- ・イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、ツキノワグマの足跡や痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど、錯誤捕獲の未然防止措置を講ずること。
- ・ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。(例: リンゴ・ハチミツ・酒粕等)

(b) くくりわなは、種を特定して捕獲等することが困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が錯誤捕獲される事例が多く、捕獲後の対応が困難となる状況が生じております(附属資料1参照)、捕獲等又は放獣作業における人身事故の発生が懸念される。

くくりわなの使用にあたっては、人身事故又は錯誤捕獲の発生を防止するため、設置の場所や方法、標識(任意の注意標識を含む)の表示位置、人やツキノワグマの活動時期等に十分に留意し、事故発生の回避や放獣等解放を行う対応を心得たうえで捕獲を実施することとし、安全が確保される場合以外に極力使用を避けることとする。

(カ) その他の条件等

a 第二種特定鳥獣に関する捕獲基準等については、(ア)～(オ)のほか、第二種特定鳥獣管理計画で定める。

b 捕獲体制については、イの規定を満たしていることが確認できること。

c 許可事務手続きの詳細については、山形県第二種特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領に定める。

イ 捕獲体制の整備等

(ア) 指導方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的の達成に向けて適切かつ安全な捕獲等の実施を図る。

また、捕獲等を実施する地域における連絡協議会

- ・従前の有害捕獲許可の基準の規定に準じて整理
- ・国基本指針と整合を図るための規定の追加
- ・管理計画と整合させるための規定の追加・整理
- ・従前の有害捕獲許可の基

<p><u>等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。</u></p> <p><u>特に市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。</u></p>	<p>(イ) 捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域 (第16表)</p> <p>(ウ) 安全確保のための指導事項</p> <p>a 捕獲等の実施にあたっては、事前広報を行うとともに、実施時には見張人を配置する等、事故防止に万全を期すること。</p> <p>b 捕獲班には班長・副班長を置き、班長は班員を掌握し、県、市町村及び関係機関と緊密な連携をとり、捕獲実施に支障のないよう捕獲班を指導するとともに、事故や違反の防止に万全を期すること。</p> <p>c 隣接市町村等広域的な地域で捕獲等を実施する場合は、捕獲班により捕獲隊を編成し、隊長の掌握の下、適切かつ安全な捕獲に万全を期すること。</p> <p>d 捕獲等の従事者は、県又は市町村が貸与する腕章をつけること。</p> <p>e 捕獲等の従事者は、一般社団法人大日本猟友会の共済等ハンター保険に加入すること。</p> <p>f 捕獲等に使用するわな又は網に県又は市町村が貸与する標識をつけること。</p> <p>(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</p> <p>ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方</p> <p>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害((2)において「被害」という。)の防止の目的の許可においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合((2)において「予察」という。)についても許可するものとする。</p> <p>その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。</p> <p>有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるもの</p>	<p>準の規定に準じて整理</p>	<p>・従前の有害捕獲許可の基準の規定に準じて整理</p> <p>・従前の有害捕獲許可の基準の規定に準じて整理</p> <p>・従前の有害捕獲許可の基準の規定に準じて整理</p> <p>・国基本指針に準じて規定を整理</p>
	<p>(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害((2)において「被害」という。)の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合((2)において「予察」という。)についても許可する基準とする。</p>	<p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合</p> <p>ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方</p> <p>有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。</p> <p>その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。</p> <p>有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとす</p>	

とする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

イ 鳥獣の適正管理の実施 (ア) 方針

る。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

・国基本指針に準じて規定を整理(移動)

イ 鳥獣による被害発生予察表の作成

(ア) 予察表

過去の被害発生状況を踏まえた加害鳥獣名、被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生地域の関係は、次の予察表に示すとおりとする。

(第14表)

(イ) 予察表に係る方針等

上記予察表に示された鳥獣を有害鳥獣捕獲により捕獲する場合で、その生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合には、過去の被害発生状況に関する客観的な数値に基づき、該当種を一定数捕獲し、未然に被害を抑制することができるものとする（以下「予察捕獲」という。）。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき、必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。

(ウ) 予察捕獲の許可基準

a 予察捕獲ができる場合

有害鳥獣捕獲のうち、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合

b 予察捕獲の対象種

上記予察表に示されている鳥獣とする。ただし、地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い地域個体群は除く。

なお、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るべきものであるため、予察捕獲の対象種としない。また、第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整として捕獲等を行うものとする。

c その他の許可基準

予察捕獲の対象区域、申請1件あたりの許可数量、許可期間及びその他の許可基準はエ(イ)による。

ウ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

- a 農林水産業等への被害、生活環境若しくは生態系への影響を及ぼす鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。
 - b 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、特に適正な管理に努めるものとする。
- (イ) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画
- a 鳥獣の生態や被害地域の状況を踏まえ、有識者や地域の実情に詳しい地元獣友会員等の助言を得ながら、上記方針に基づき適切かつ効果的な防除方法の検討を図るものとする。
 - b 農林水産業等への被害、生活環境又は生態系への影響を及ぼす鳥獣について、被害防除対策を実施するとともに、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等以外の鳥獣においては地域個体群の存続を図りつつ、適正な生息数に誘導する等適切な管理に努めるものとする。

ウ 被害防止の目的による捕獲についての許可基準の設定

(ア) 方針

a 許可の考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策又は追払い等によっても被害等が防止できない場合に必要な範囲で行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

許可基準に掲げる鳥獣以外の鳥獣については、本県において、被害が生じることはまれであり、有害鳥獣捕獲許可に当っては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、慎重に取り扱うものとする。

- a 農林水産業等への被害、生活環境若しくは生態系への影響を及ぼす鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

- b 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、特に適正な管理に努めるものとする。

(イ) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

- a 鳥獣の生態や被害地域の状況を踏まえ、有識者や地域の実情に詳しい地元獣友会員等の助言を得ながら、上記方針に基づき適切かつ効果的な防除方法の検討を図るものとする。

- b 農林水産業等への被害、生活環境又は生態系への影響を及ぼす鳥獣について、被害防除対策を実施するとともに、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等以外の鳥獣においては地域個体群の存続を図りつつ、適正な生息数に誘導する等適切な管理に努めるものとする。第二種特定鳥獣にあっては、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息状況調査を実施しながら特定鳥獣保護管理検討委員会において防除等の効果を検討しながら適切な個体群管理に取り組むものとする。

・個体数調整に関する規定を削除

(第15表)

エ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

(ア) 方針

a 許可の考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策又は追払い等によっても被害等が防止できないと認められる場合に、必要最小限の範囲で有害鳥獣捕獲を認めるものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

許可基準に掲げる鳥獣以外の鳥獣については、本県において、被害が生じることはまれであり、有害鳥獣捕獲許可に当っては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る

・国基本指針に準じた項目名の変更

・許可に対する抑制的表現を緩和

なお、山形県希少鳥獣に係る捕獲許可は原則として行わないものとする。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る観点から、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

b 許可しない場合の考え方

第四の2(1)によるものとする。

c 許可に当たっての条件の考え方

第四の2(2)によるものとする。

d 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らざるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等により適正に実施されるよう対処するものとする。

(a) 錯誤捕獲防止の推進

i 県内において、有害鳥獣捕獲におけるわな設置が増加し、錯誤捕獲が散見される状況になってきている。

ii 対象種の捕獲基準に基づいて、錯誤捕獲の未然防止措置を講じるものとする。

(b) 事故防止の推進

i わなを使用した捕獲を行う場合、人身被害を助長しないよう、設置場所については人家周辺や道路等から見える場所には設置しないこと。

ii わなでの捕獲については、子グマがわなに錯誤捕獲され、周辺に親グマがいる場合があるため、箱わな又はくくりわなを設置する場合は、設置場所周辺の土地利用者及び住民に対し設置する旨連絡し、捕獲関係者以外の者がわなに近寄ってはならない旨周知徹底すること。

捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る観点から、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

b 許可しない場合の考え方

第四の2(1)によるものとする。

c 許可に当たっての条件の考え方

第四の2(4)によるものとする。

d 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らざるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等により適正に実施されるよう対処するものとする。

(a) 錯誤捕獲防止の推進

i 県内において、有害鳥獣捕獲におけるわな設置が増加し、錯誤捕獲が散見される状況になってきている。

ii 関係種の捕獲基準に基づいて、錯誤捕獲の未然防止措置を講じるものとする。

(b) 事故防止の推進

i わなを使用した捕獲を行う場合、人身被害を助長しないよう、設置場所については人家周辺や道路等から見える場所には設置しないこと。

ii 特に、ツキノワグマの箱わなでの捕獲については、子グマのみがわなに捕獲され、周辺に親グマがいる場合がある。箱わなを設置する場合は、設置場所周辺の土地利用者及び住民に対し設置する旨連絡し、捕獲関係者以外の者がわなに近寄ってはならない旨周知徹底すること。

e 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害防止の目的で、住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可のほか、法第38条の2第1

・山形県希少鳥獣の保護に関する規定を追加

・くくりわなに対する危険防止に関する規定の追加

・国基本指針に準じた構成の変更

項の規定による知事の許可を得るとともに、法第 36 条で使用を禁止されている麻醉銃を使用する場合においては法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

f 許可権限の市町村への委譲

有害鳥獣捕獲申請に対し、より迅速な処理を図るために、狩猟鳥獣のうち、10種※の鳥獣について有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可権限を市町村長に委譲する。

※ カルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ノウサギ、ノイヌ、ノネコ及びツキノワグマ（ツキノワグマについては、現に人畜に危害を加えるおそれがある場合に限る）

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき、市町村長が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成し、同法第 4 条第 7 号により知事が同意した場合、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の捕獲許可権限を当該市町村長に委譲する。

委譲を受けた市町村長は当該捕獲許可にあたっては、法令及び許可基準等に従って、適切に事務を遂行しなければならない。

g 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しないものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第 19 条で定められた場合を除く。）

また、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導するものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行うよう指導する。

h 捕獲等又は採取等の情報の収集

過去に被害がなかった若しくは被害が稀であった鳥獣、特定計画を策定している鳥獣などの保護及び管理上、必要と認められる場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲物等の種ごとに、捕獲地点、日時、性別、体長、その他参考となる情報についての報告を求

・国基本指針に準じた構成の変更

・国基本指針に準じた構成の変更

・国基本指針に準じた構成の変更

(イ) 許可基準

(第17表)

a 許可対象者

原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた個人又は法人であって、銃器を使用する場合は、銃獵免許を所持する者、銃器の使用以外の方法による場合（法定獵法以外の方法であって、鳥類の卵の採取等を行う場合その他に定める場合を除く。）は、網獵免許又はわな獵免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法（網及びわな等）による捕獲許可申請であって、次の(a)～(d)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩獵免許を受けていない者も許可対象者とする。

(a) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ドバト等の鳥獸を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

i 住宅等の建物内及びその敷地内における被害を防止する目的で、当該建物内及びその敷地内において捕獲する場合。

ii 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獸が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獸の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。

(b) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシブトガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。

(c) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獸を捕獲する場合であって、以下の i)～iii) の条件を全て満たす場合。

i) ツキノワグマ等他の鳥獸の錯誤捕獲を生じさせないよう囲いわなの構造や管理方法に配慮すること。

ii) 農地に近い場所で捕獲等する場合、鳥獸を誘引して被害を拡大させないよう農地に侵入防止柵を設置する等の防除策を施すこと。

iii) 安全に止め刺しができることを確認でき

ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第1種銃獵免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第1種銃獵又は第2種銃獵免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網獵免許又はわな獵免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から4)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩獵免許を受けていない者も許可対象者とができる。

1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獸を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獸が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獸の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシブトガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獸を捕獲する場合

4) 法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合

- ① 従事者の中に獵法の種類に応じた狩獵免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

める。

また、錯誤捕獲に関する事例が散見されているため、その情報提供等を求めるものとする。

(イ) 許可基準

(第16表)

・国基本指針に準じた規定の整理

・国基本指針に準じた規定の追加

・国基本指針に準じた規定の追加

・国基本指針に準じた規定の追加

ること。(銃器により止め刺しを行う場合は、銃猟免許を所持する者と共同で捕獲許可を申請すること。)

(d) 法人に対する許可であって、以下の i)～iv) の条件を全て満たす場合。

i) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

ii) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

iii) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

iv) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

b 鳥獣の種類・数

(a) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

(b) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の i 又は ii に該当する場合のみ対象とするものとする。

i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ii 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(c) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)であるものとする。

(d) 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、上記(a)～(c)は適用しない。

(e) 上記基準によることが適当でない場合又は外来鳥獣等基準にない鳥獣を捕獲する場合には、県みどり自然課と協議すること。

c 期間

(a) 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

イ 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

ウ 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全

・国基本指針に準じた規定の追加

a 鳥獣の種類・数

(a) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることとする。

(b) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の i 又は ii に該当する場合のみ対象とするものとする。

i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ii 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(c) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)であるものとする。

(d) 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、上記(a)～(c)は適用しない。

(e) 上記基準によることが適当でない場合又は外来鳥獣等基準にない鳥獣を捕獲する場合には、県みどり自然課と協議すること。

b 方法

(a) 銃

i ライフル銃の使用はツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカに限る。なお、ニホンザルの捕獲についてライフル銃を使用する場合には、県

・国基本指針に準じた構成の変更

(b) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。
(c) 狩猟期間中及びその前後15日間における狩猟鳥獣の有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されないよう、通年により捕獲しないと被害が甚大になることを理由に市町村が捕獲を実施する場合、住宅等の建物内など狩猟と誤認されるおそれのない場所において捕獲する場合等、特別な事由がない限り許可しないものとする。

d 区域

(a) 原則として、被害が発生している市町村の区域内に限るものとする。

ただし、市町村境において捕獲を実施する等、必要な場合は、関係する市町村及び関係者間の協議が整ったことを条件に、広域的な区域で許可できるものとする。

(b) 鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、特に被害の防止に必要な場合について許可できるものとする。ただし、捕獲に当たっては、錯誤捕獲の可能性の高いわなや鉛製銃弾を使用しないなど、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。

なお、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、生態系の保全に支障がある場合など特に有害鳥獣捕獲の必要性が認められる場合を除き捕獲を許可しない。

e 方法

(a) 銃

i ライフル銃の使用はツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカに限る。ただし、ニホンザルには散弾銃の使用を原則とし、ライフル銃を使用する場合には、県みどり自然課と協議すること。

ii 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

iii 指定管理鳥獣については、現に被害等を生じさ

な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

e 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休獵区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

カ その他

1) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とす

みどり自然課と協議すること。

ii 指定管理鳥獣については、現に被害等を生じさせていない場合であっても、あらかじめ捕獲を行わないと大きな被害等の発生が予想されるときは、春季（3～5月）における銃器による捕獲も認めるものとする。

(b) わな

i 箱わなによるツキノワグマの捕獲を実施する場合、長期間箱わなを設置することで被害をおよぼした個体以外のツキノワグマを誘引してしまう可能性があるほか、人身被害を助長してしまう場合もあるため、箱わなの設置期間は原則として15日以内とし、短期間で撤去することが望ましい。

ii わなを利用したイノシシの捕獲作業において、ツキノワグマやカモシカ等地域個体群に影響が懸念される種についての錯誤捕獲が発生することを抑止するため、わなの設置場所、構造及び使用する餌等の基準を満たす場合にのみ、わなの使用を許可するものとする。（イノシシ捕獲のためのわなによる、ツキノワグマの錯誤捕獲の例については附属資料1参照）

(i) 箱わなの使用及び設置については、次によるものとする。

・周辺にツキノワグマの出没が認められない場所に設置すること。

・わな上部に一辺30cm以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。（附属資料2参照）

・イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、ツキノワグマの足跡や痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど、錯誤捕獲の未然防止措置を講ずること。

・ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。（例：リンゴ・ハチミツ・酒粕等）

(ii) くくりわなは、箱わな以上に種を特定して捕獲することが困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が錯誤捕獲される事例が後を絶たず、捕獲後の対応が困難となる状況が生じており（附属資料1参照）、これらの種の地域個体群に与える影響が懸念されている。また、全国において、くくりわなを使用したイノシシ捕獲作業における人身事故が多数発生するなど、解決されなければならない課題が多い。しかし、県内では、くくりわなによるイノシシ捕獲を試みている地域もある。このため、本

・国基本指針に準じた構成の変更

・広域許可の対象をニホンザル以外にも拡大

・国基本指針に準じた構成の変更

・許可基準の原則を明確にする語句の追加

・国基本指針に準じた規定の追加

せていない場合であっても、あらかじめ捕獲を行わないと大きな被害等の発生が予想されるときは、春季(3～5月)における銃器による捕獲も認めるものとする。

(b) わな

i 箱わなによるツキノワグマの捕獲を実施する場合、長期間箱わなを設置することで被害をおよぼした個体以外のツキノワグマを誘引してしまう可能性があるほか、人身被害を助長してしまう場合もあるため、箱わなの設置期間は原則として15日以内とし、短期間で撤去することが望ましい。

ii わなを利用してイノシシの捕獲作業において、ツキノワグマやカモシカ等地域個体群に影響が懸念される種についての誤誤捕獲が発生することを抑止するため、わなの設置場所、構造及び使用する餌等の基準を満たす場合にのみ、わなの使用を許可するものとする。(イノシシ捕獲のためのわなによる、ツキノワグマの誤誤捕獲の例については附属資料1参照)

(i) 箱わなの使用及び設置については、次によるものとする。

- ・周辺にツキノワグマの出没が認められない場所に設置すること。
- ・わな上部に一辺30cm以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。(附属資料2参照)
- ・イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、ツキノワグマの足跡や痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど、誤誤捕獲の未然防止措置を講ずること。
- ・ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。(例: リンゴ・ハチミツ・酒粕等)

(ii) くくりわなは、種を特定して捕獲することが困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が誤誤捕獲される事例が後を絶たず、捕獲後の対応が困難となる状況が生じている。(附属資料1参照)、これらの種の地域個体群に与える影響が懸念されるばかりでなく、捕獲又は放獣作業における人身事故の発生が課題となる。

くくりわなの使用にあたっては、人身事故又は誤誤捕獲の発生を防止するため、設置の場所や方法、標識(任意の注意標識を含む)の表示位置、人やツキノワグマの活動時期等に十分に留意し、事故発生の回避や放獣等解放を行う対

る。

2) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

3) 被害がまれである又は従来の許可実績が僅少な種の取り扱い

全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生態の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

計画期間にあっては、くくりわなの使用については、その有効性や安全性等の検証に向けた調査において限定期に認めることとする。具体的には、調査におけるくくりわなの使用は、捕獲効率及び農作物被害防止に係る効果、捕獲作業時の人身事故防止、誤誤捕獲の回避などの諸課題の検討資料を蓄積するため、市町村、地域(区域)、使用するわなの個数、許可期間等を限定し、捕獲者や地域住民への事故防止のための周知等を条件に、抑制的に認めるものとする。

なお、本計画期間内における調査の実施を通じて得られた検証データを基に、次期鳥獣保護管理事業計画において、くくりわなを使用したイノシシの有害鳥獣捕獲許可のあり方について改めて検討するものとする。

iii くくりわなを使用したニホンジカの捕獲作業において、ツキノワグマやカモシカ等の誤誤捕獲を防止するため、本計画期間は有害鳥獣捕獲におけるくくりわなの使用は認めないものとする。

c 区域

(a) 原則として、被害が発生している市町村の区域内に限るものとするが、鳥類及びニホンザルにあっては隣接市町村等、広域的な区域で許可できるものとする。

(b) 鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、特に被害の防止に必要な場合や第二種特定鳥獣の個体数調整、指定管理鳥獣の捕獲について許可できるものとする。ただし、捕獲に当たっては、誤誤捕獲の可能性の高いわなや鉛製銃弾を使用しないなど、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。

なお、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、生態系の保全に支障がある場合など特に有害捕獲の必要性が認められる場合を除き捕獲を許可しない。

d 時期

(a) 原則として、被害等が生じている時期に有害鳥獣捕獲を実施することとし、捕獲の期間はできる限り短期間とする。

(b) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。

(c) 狩猟期間中及びその前後15日間における狩猟鳥

・語句の整理

・語句の整理

・語句の整理

応を心得たうえで捕獲を実施することとし、有害鳥獣の許可捕獲の場合には、安全が確保される場合以外に極力使用を避けることとする。

なお、本計画期間において、ニホンジカの有害鳥獣捕獲におけるくくりわなの使用は原則として認めないものとする。

f 留意事項

(a) ツキノワグマに関する捕獲基準等については、下記のほか、山形県ツキノワグマ管理計画で定める。

i ツキノワグマについては現に被害等を生じさせていない場合であっても、次の場合には捕獲を認めるものとする。
(i) 市街地及びその周辺に出没した場合
(ii) 集落周辺等に出没し、人畜等に対し急迫する加害のおそれがある場合
(iii) 当該地域のツキノワグマの生息が安定的に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められる場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想されるとき

ii 子連れのツキノワグマは、原則として母子とも許可しないものとする。ただし、当該ツキノワグマが人身に被害等を与えるおそれがある場合など特別の事由が認められる場合は、この限りではない。

(b) その他

i 有害鳥獣捕獲の体制については、オ「有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等」の定めによる。ただし、建物内及びその敷地内において捕獲する者又は免許を受けていない者を除く。

ii その他許可事務手続きの詳細については、山形県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領に定める。

獣の有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されないよう、通年により捕獲しないと被害が甚大になることを理由に市町村が捕獲を実施する場合、住宅等の建物内など狩猟と誤認されるおそれのない場所において捕獲する場合等、特別な事由がない限り許可しないものとする。

e 許可対象者

(a) 原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ）であって、銃器を使用する場合は、第1種銃獵免許を所持する者（空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃獵免許を所持する者）、銃器以外の方法による場合（法定獵法以外の方法であって、鳥類の卵の採取等を行う場合その他別に定める場合を除く。）は、網獵免許又はわな獵免許を所持する者とする。ただし、銃器以外の方法（網及びわな等）による捕獲に限り、網獵又はわな獵免許を受けていない被害等を受けた者に対して、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次のiに掲げるときは、許可基準により許可することができるものとする。

- 語句の整理
- 語句の整理

i 住宅等の建物内及びその敷地内における被害を防止する目的で、当該建物内及びその敷地内において、小型の箱わな、又はつき網を用いてアライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合。

(b) 原則として法定獵法を実施する者は、捕獲区域と同一市町村に住所を有し、当該捕獲実施前1年間に当該捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けている者とする。ただし、住宅等の建物内及びその敷地内における被害を防止する目的で、当該建物内及びその敷地内においてアライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス及びドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合はこの限りでない。

f 留意事項

(a) ツキノワグマに関する捕獲基準等については、

エ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

(ア) 方針

有害鳥獣捕獲の適切かつ迅速な実施を図るため、各地域における連絡協議会等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(イ) 捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域 (第18表)

(ウ) 指導事項

- a 有害鳥獣捕獲を責任ある者の指導管理の下に広域かつ効率的に実施するため、できるかぎり市町村又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人による捕獲により実施する。
- b 有害鳥獣捕獲実施の事前広報を行うとともに、実施時には見張人を配置する等、事故防止に万全を

下記のほか、山形県ツキノワグマ管理計画で定める。

i ツキノワグマについては現に被害等を生じさせていない場合であっても、次の場合には捕獲を認めるものとする。

- (i) 市街地及びその周辺に出没した場合
- (ii) 集落周辺等に出没し、人畜等に対し急迫する加害のおそれがある場合

(iii) 当該地域のツキノワグマの生息が安定的に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められる場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想されるとき

ii 子連れのツキノワグマは、母子とも許可しないものとする。ただし、当該ツキノワグマが甚大な被害等を与えた場合など特別の事由が認められる場合は、この限りではない。

(b) その他

i 有害鳥獣捕獲の体制については、才「有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等」の定めによる。

ii その他許可事務手続きの詳細については、山形県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領に定める。

オ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

(ア) 方針

有害鳥獣捕獲の適切かつ迅速な実施を図るため、各地域における連絡協議会等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(イ) 捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域 (第17表)

(ウ) 指導事項の概要

- a 有害鳥獣捕獲を責任ある者の指導管理の下に広域かつ効率的に実施するため、できるかぎり市町村又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人による捕獲により実施する。
- b 有害鳥獣捕獲実施の事前広報を行うとともに、実施時には見張人を配置する等、事故防止に万全を期

期する。

- c 捕獲班には班長・副班長を置き、班長は班員を掌握し、県、市町村及び関係機関と緊密な連携をとり、捕獲実施に支障のないよう捕獲班を指導するとともに、事故や違反の防止に万全を期する。
- d 隣接市町村等広域的な地域で有害鳥獣捕獲を実施する場合は、捕獲班により捕獲隊を編成し、隊長の掌握の下、適切な捕獲に万全を期する。
- e 有害鳥獣捕獲従事者は、県又は市町村が貸与する腕章をつける。
- f 有害鳥獣捕獲従事者は、一般社団法人大日本猟友会の共済等ハンター保険に加入する。
- g 捕獲に使用するわな又は網に県又は市町村が貸与する標識をつける。

オ 鳥獣による被害発生予察表の作成

(ア) 予察表

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。過去の被害発生状況を踏まえた加害鳥獣名、被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生地域の関係は、次の予察表に示すとおりとする。

（第19表）

(イ) 予察表に係る方針等

上記予察表に示す鳥獣について、その地域において被害発生時に農林水産物等の被害が予察される場合、予察捕獲を許可するものとする。

年間を通じて予察される被害農林水産物等を鳥獣の種類別、四半期別、地区別に明記した被害発生予察表を作成し、これに対応するために必要な捕獲数、方法、区域、時期、日数について予め捕獲を許可するものとする。

予察捕獲の実施状況及び被害等の発生状況は毎年点検し、必要な場合に専門家等の意見を聴いて予察捕獲を実施する者に助言を行う。また、予察捕獲を実施する者は、被害発生予察表に係る被害等の発生状況について毎年点検し、その結果に基づき、必要に応じて次年度に予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の計画的な実施に努めるものとする。

(ウ) 予察捕獲の許可基準

a 予察捕獲ができる場合

有害鳥獣捕獲のうち、常時捕獲を行い、生息数を

する。

- c 捕獲班には班長・副班長を置き、班長は班員を掌握し、県、市町村及び関係機関と緊密な連携をとり、捕獲実施に支障のないよう捕獲班を指導するとともに、事故や違反の防止に万全を期する。
- d 隣接市町村等広域的な地域で有害鳥獣捕獲を実施する場合は、捕獲班により捕獲隊を編成し、隊長の掌握の下、適切な捕獲に万全を期する。
- e 有害鳥獣捕獲従事者は、県又は市町村が貸与する腕章をつける。
- f 有害鳥獣捕獲従事者は、一般社団法人大日本猟友会の共済等ハンター保険に加入する。
- g 捕獲に使用するわな又は網に県又は市町村が貸与する標識をつける。

・語句の整理

・国基本指針に準じた規定構成の変更

・予察捕獲許可の手続きを明確にするための規定の整理

4) 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。過去の被害発生状況を踏まえた加害鳥獣名、被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生地域の関係は、次の予察表に示すとおりとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

5) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

低下させる必要がある場合

b 予察捕獲の対象種

過去5年間以上の期間にわたり、本県において強い害性が認められた種として上記予察表に示す鳥獣とする。

なお、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、予察の有無にかかわらず積極的に有害鳥獣捕獲を図るべきものであるため、予察捕獲の対象種としない。また、第二種特定鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整として捕獲等を行うものとする。

c 予察捕獲の許可対象者

法人を原則とする。

d その他の許可基準

鳥獣の種類ごとに許可する捕獲の方法、区域、時期、日数及びその他の許可基準はエ(イ)による。

・予察捕獲許可の手続きを明確にするための規定の整理

・予察捕獲許可の手続きを明確にするための規定の整理

・予察捕獲許可の手続きを明確にするための規定の整理

6 その他特別の事由の場合

(1) 許可基準

(第20表)

(捕獲の目的)

博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

(許可対象者)

公共施設の飼育担当者、研究従事者又はこれらの者から依頼を受けた者

(鳥獣の種類・数)

展示の目的を達成するために必要な種類及び数

(期間)

6ヶ月以内

(区域)

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

(捕獲方法)

銃、網、箱わな、手捕

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。

ウ 期間

6ヶ月以内。

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

禁止獵法は認めない。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア 許可基準

(第18表)

6 その他特別の事由の場合

(1) 許可基準

(第19表)

(捕獲の目的)

博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

(許可対象者)

公共施設の飼育担当者、研究従事者又はこれらの者から依頼を受けた者

(鳥獣の種類・数)

展示の目的を達成するために必要な種類及び数

(期間)

6ヶ月以内

(区域)

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

(捕獲方法)

銃、網、箱わな、手捕

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(捕獲の目的)

愛玩のための飼養の目的

(許可対象者)

自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者から依頼された者が愛玩使用のための捕獲許可を受けたことが無い場合に限る）又は当該者から依頼を受けた者。

ただし、県内に住所地を有するものとする。

(鳥獣の種類・数)

メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽に限り許可するものとする。

(期間)

1カ月以内（繁殖期間を除く）

(区域)

原則として、住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。

(捕獲方法)

網、箱わな、手捕

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、とりもを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

注1 愛玩飼養を目的とする場合の留意事項

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。

(捕獲の目的)

養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

(許可対象者)

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は原則として認めない。ただし、都道府県知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合はこの限りではない。また、この場合においても次の基準による。

なお、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

ア 許可対象者

自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。

ウ 期間

繁殖期間中は認めない。

エ 区域

住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。

オ 方法

禁止獵法は認めない。ただし、とりもを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(捕獲の目的)

愛玩のための飼養の目的

(許可対象者)

自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者から依頼された者が愛玩使用のための捕獲許可を受けたことが無い場合に限る）又は当該者から依頼を受けた者。

ただし、県内に住所地を有するものとする。

(鳥獣の種類・数)

メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽に限り許可するものとする。

(期間)

1カ月以内（繁殖期間を除く）

(区域)

原則として、住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。

(捕獲方法)

網、箱わな、手捕

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、とりもを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

注1 愛玩飼養を目的とする場合の留意事項

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。

(捕獲の目的)

養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

	<p>鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。ただし、県内に住所地を有するものとする。 (鳥獣の種類・数) 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。</p> <p>(期間) 6か月以内</p> <p>(区域) 原則として、住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(捕獲方法) 網、箱わな、手捕</p> <p>(捕獲の目的) 鵜飼漁業への利用の目的</p> <p>(許可対象者) 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者 (鳥獣の種類・数) 鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数 (期間) 6か月以内 (区域) 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 (捕獲方法) 手捕</p> <p>(捕獲の目的) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的</p> <p>(許可対象者) 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（今まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者 (鳥獣の種類・数) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。</p>	<p>ア 許可対象者 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。</p> <p>イ 鳥獣の種類・数 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。</p> <p>ウ 期間 6か月以内。</p> <p>エ 区域 住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>オ 方法 網、わな又は手捕。</p> <p>(4) 鵜飼漁業への利用の目的</p> <p>ア 許可対象者 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。</p> <p>イ 鳥獣の種類・数 ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。</p> <p>ウ 期間 6か月以内。</p> <p>エ 区域 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。</p> <p>オ 方法 手捕。</p> <p>(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的</p> <p>ア 許可対象者 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（今まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。</p> <p>イ 鳥獣の種類・数 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。</p>	<p>(許可対象者) 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。ただし、県内に住所地を有するものとする。 (鳥獣の種類・数) 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。</p> <p>(期間) 6か月以内</p> <p>(区域) 原則として、住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(捕獲方法) 網、箱わな、手捕</p> <p>(捕獲の目的) 鵜飼漁業への利用の目的</p> <p>(許可対象者) 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者 (鳥獣の種類・数) 鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数 (期間) 6か月以内 (区域) 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 (捕獲方法) 手捕</p> <p>(捕獲の目的) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的</p> <p>(許可対象者) 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（今まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者 (鳥獣の種類・数) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。</p>
--	--	--	--

<p>原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>(捕獲方法) 銃、網、箱わな、手捕 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(区域) 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>(捕獲の目的) 上記に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的</p>	<p>原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。</p>	<p>(捕獲方法) 銃、網、箱わな、手捕 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている獵法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p>
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。</p>	<p>注1 愛玩飼養を目的とする場合の留意事項 原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。</p>	<p>上記に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。</p>
<p>(2) 許可しない場合の考え方 第四の2(1)によるものとする。</p>	<p>(3) 許可に当たっての条件の考え方 第四の2(2)によるものとする。</p>	<p>注1 愛玩飼養を目的とする場合の留意事項 原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。</p>
<p>7 捕獲許可した者への指導 (1) 捕獲物又は採取物の処理等 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しないものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすそれが軽微である場合として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第19条で定められた場合を除く。)</p>	<p>3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 3-1 捕獲許可した者への指導 (1) 捕獲物又は採取物の処理等 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。</p>	<p>(2) 許可しない場合の考え方 第四の2(1)によるものとする。</p> <p>(3) 許可に当たっての条件の考え方 第四の2(4)によるものとする。</p>
<p>また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないように</p>	<p>また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、</p>	<p>(4) 捕獲物又は採取物の処理等 <u>第四の第5(1)エ(ア)gに準じるものとする。</u> ・国基本指針に準じた構成の変更 ・定義位置の変更</p>

にすること。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入された個体又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にすること。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図るため、第二種特定鳥獣、指定管理鳥獣及びその他特に情報の収集を必要とする鳥獣について、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告(写真又はサンプルの添付を含む)を求めるものとする。

また、錯誤捕獲の情報についても収集に努め、特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(3) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期すため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指

国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

・国基本指針に準じた規定の追加

・国基本指針に準じ規定の変更

・国基本指針に準じ規定の変更

・国基本指針に準じた規定の追加

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期すため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示する

導するものとする。

(4) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導するものとする。

(5) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマについて錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状（ツキノワグマの脱出口を設けた箱わな）、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲の防止を徹底するものとする。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

※ ツキノワグマの錯誤捕獲については、附属資料1写真参照。

8 許可権限の市町村長への委譲

(1) 条例に基づく許可権限の委譲

有害鳥獣捕獲申請に対してより迅速な処理を図るために、山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年山形県条例第36号。以下「特例条例」という。）に基づき、狩猟鳥獣のうち、10種*の鳥獣について有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可権限を市町村長に委譲する。

※ カルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ノウサギ、ノイヌ、ノネコ及びツキノワグマ（ツキノワグマについては、現に人畜に危害を加えるおそれがある場合に限る）

(2) 被害防止計画に基づく許可権限の委譲

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき、市町村長が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成し、同法第4条第7号により知事が同意した場合、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の捕獲許可権限を当該市町村長に委譲する。

とともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。

・国基本指針に準じた規定の追加

・国基本指針に準じた構成の変更

3-2 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに都道府県知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

・国基本指針に準じた構成の変更

・定義の追加
・本県における許可権限委譲について整理

(3) 市町村の事務処理に対する助言
県は、市町村へ捕獲許可に係る権限を委譲している鳥獣について、その捕獲が法、規則、基本指針、鳥獣保護管理事業計画及第二種特定鳥獣管理計画に従い適切に業務が施行されるとともに、知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。

9 鳥類の飼養登録

(1) 方針

飼養鳥獣の適正な個体管理を行うとともに、違法捕獲等による無許可飼養の防止に努める。

(2) 飼養登録事務の処理

飼養登録については、特例条例に基づき、市町村が事務処理を行う。

(3) 飼養適正化のための指導内容

県は、山形県ホームページ等を通じて、鳥獣飼養制度の周知徹底を図るとともに、市町村において、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう助言するものとする。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着登録票（足環）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認する等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着登録票（足環）の既存等による再交付は原則として行わず、既存時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

10 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イ のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこ

3-3 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

(1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

(2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

(3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

(4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

飼養鳥獣の適正な個体管理を行うとともに、違法捕獲等による無許可飼養の防止に努める。

・本県における飼養登録事務処理の権限委譲について整理

(2) 飼養適正化のための指導内容

広報誌等を通じて、鳥獣飼養制度の周知徹底を図るとともに、飼養鳥類について足環の装着の徹底等の指導に努める。

・国基本指針に整合する規定を追加

8 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イ のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

と。	(2) 許可の条件 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場合の場所（同一地域個体群）などとする。	(2) 許可の条件 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場合の場所（同一地域個体群）等とする。
<u>11 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項</u>	3－5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項 生活環境に係る被害防止の目的で、住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、法第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻醉銃を使用する場合においては法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。	重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。 (2) 許可の条件 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場合の場所（同一地域個体群）などとする。
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込む。	第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
1 特定猟具使用禁止区域の指定 (1) 方針 第12次鳥獣保護管理事業計画において、期間が満了する区域については原則、期間を更新する。 特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。 ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区 銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域 イ 静穏を保持するための地区 法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地） ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエ	1 特定猟具使用禁止区域の指定 (1) 方針 第 <u>11</u> 次鳥獣保護管理事業計画において、期間が満了する区域については原則、期間を更新する。 特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。 ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区 銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域 イ 静穏を保持するための地区 法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地） ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区 学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているよう	・国基本指針に準じた構成の変更 ・時点修正

	ーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域	な空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	(第2_1表)	(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	(第2_2表)	(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳
2 特定猟具使用制限区域の指定 <u>第12次鳥獣保護管理事業計画の期間において、指定の計画はない。</u>	2 特定猟具使用制限区域 特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるとされている。とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。	2 特定猟具使用制限区域の指定 <u>現在、県内においては、指定の必要性が認められる箇所はない。</u>
3 猟区設定のための指導 <u>県内において、獵区の設定はない。設定を希望する者があった場合には、獵区設定のための手続きや管理運営等について、指導等を行う。</u>	3 猗区 (1) 猗区の設定 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、獵区の整備拡大を図るために、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。 ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。 イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されることであること。 ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、獵区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。 エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。 (2) その他 獵区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリングについて、必要に応じて狩猟者団体等とも連携し、積極的な取組を進める。	3 猗区設定のための指導 <u>現在、県内においては、獵区が設定されておらず、設定を希望する者に対しては、獵区設定のための手続きや管理運営等について、指導等を行う。</u>

・語句の整理

・語句の整理

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から、特に鉛製銃弾については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定に努める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときは、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

(4) 指定猟法禁止区域指定内訳（第23表）

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第12次鳥獣保護管理事業計画の期間内において、第一種特定鳥獣保護計画を作成する予定はない。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針

(1) 計画の作成方針

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽(きん)類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

第六 特定計画の作成に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、特定計画（以下第六において、単に「計画」という。）の作成に関する事項として、それぞれ以下の事項を盛り込む。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る計画については、当該広域指針との整合を図る。国が技術ガイドラインを作成している鳥獣については、当該ガイドラインに示されている

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から、特に鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握、分析し、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定に努める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

- ・国基本指針に準じた規定の変更

- ・国基本指針に整合する規定を追加

- ・国基本指針に整合する規定を追加

- ・欠落していた表の追加

第六 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する事項

本計画の期間内において、第一種特定鳥獣保護計画を作成する予定はない。

第七 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

- ・国基本指針に準じた項目、規定の整理

- ・国基本指針に準じた項目

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣について、生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる場合に第二種特定鳥獣管理計画を作成するものとする。

なお、第12次鳥獣保護管理事業計画の期間においては、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画を定め、対策を進めていくものとする。

(2) 計画に基づく施策の方針

第二種特定鳥獣管理計画の作成にあたっては、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずるものとする。管理にあたっては、モニタリングを実施し、その結果を管理事業に反映させるフィードバックシステムを導入しながら、専門家や地域の関係者の合意形成を図りつつ、順応的に目標の見直しを行うものとする。

また、隣接県の行政及び関係機関と連携をとりながら、その管理を実施していく。

考え方を参考にする。

1 計画作成の目的

計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

2 対象鳥獣の単位

計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。

ア 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

イ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪(かく)乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

3 計画期間

計画期間は、原則として3～5年間程度とする。上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るために、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、個別の事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて、必要な改定を行う。なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。

4 対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確

生息数の増加や行動域又は生息域の拡大により、地域住民との間であつれきが生じている地域個体群について、生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展を図る観点から、科学的知見を踏まえつつ、専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りながら管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずる。

また、隣接県の行政及び関係機関と連携をとりながら、その管理を実施していく。

なお、本計画期間において、ニホンザル、ツキノワグマ及びイノシシについて「第二種特定鳥獣管理計画」を定め、対策を進めていく。

目、規定の整理

・国基本指針に準じた規定の整理

・ニホンジカの管理計画の策定を規定

・国基本指針と整合する規定を追加

・語句の整理

な地形界を区域線として設定する。

計画の対象とする地域個体群が都道府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都道府県間で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう、協議・調整を行う。

5 計画の目標

科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行う。

保護又は管理の目標については、下記のとおり設定する。なお、下記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進める。さらに、設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保護又は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行う。計画の目標とする指標は、当該地域個体群に関する生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から選択し、中期的な生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護又は管理の目標を設定する。

6 保護事業又は管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を組み合わせて実施する。

ア 個体群管理

(1) 共通事項

個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を明示する。

(2) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群

イノシシ及びニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めて目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(第24表)

管理（生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行う。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者で共有し、設定した目標の枠内で調整する。地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲等又は採取等は抑制的に実施する。

(3) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提として、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により、分布域が拡大しないように留意する必要がある。

イ 生息環境管理

(1) 共通事項

生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境管理や、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいよう行う生息環境管理を実施する。

(2) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施する。

(3) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣保護計画においては、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。

ウ 被害防除対策

被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本的かつ不可欠な手段として、地域が一体となって被害防除対策を実施する。防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施する。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、都道府県は、あらかじめ第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、

イノシシについては、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めての目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。
・ニホンジカを追加

(第22表)

実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握
並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定める。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定については、
「IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項」で詳述する。

8 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、
地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えな
い。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

- 1) 計画策定の目的及び背景
- 2) 保護すべき鳥獣の種類
- 3) 計画の期間
- 4) 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
- 5) 第一種特定鳥獣の保護の目標
- 6) 第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項
- 7) 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 8) その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項
被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

- 1) 計画策定の目的及び背景
- 2) 管理すべき鳥獣の種類
- 3) 計画の期間
- 4) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- 5) 第二種特定鳥獣の管理の目標
- 6) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)
- 7) 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 8) その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

9 計画の作成及び実行手続

(1) 検討会・連絡協議会の設置

学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者

団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。

(2) 関係地方公共団体との協議

計画を策定する都道府県は、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議する。また、都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、法第7条第7項（第7条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県等と協議する。

なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行う。

(3) 利害関係人の意見の聴取

利害関係人の意見聴取については、公聴会の開催その他の方法により行う。都道府県において計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意する。また、対象地域での鳥獣による被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努める。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行う。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協議をする。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告する。

(5) 計画に関する実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画（以下「実施計画」という。）としてとりまとめ、公表するよう努める。実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫する。鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業

(3) 第二種特定鳥獣管理計画に係る市町村実施計画の作成に関する方針

市町村は第二種特定鳥獣管理計画に基づき、毎年度、市町村実施計画を策定し、第二種特定鳥獣の管理を総合的に実施するものとする。市町村実施計画を策定するにあたっては、関係者で組織する第二種特定鳥獣管理連絡協議会等で情報交換を図りながら、近隣市町村との調整を図ることとする。

なお、ツキノワグマについては、単独で広域移動することから市町村実施計画の策定は行わないことと

2 実施計画の作成に関する方針

・語句の整理

市町村は第二種特定鳥獣管理計画に基づき、毎年度、市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、第二種特定鳥獣の管理を総合的に実施するものとする。実施計画を策定するにあたっては、関係者で組織する第二種特定鳥獣管理連絡協議会で、内容を検討し、近隣市町村との調整を図る。

なお、ツキノワグマについては、単独で広域移動すること及び他の種に比べて生息密度が低いことから地

し、第二種特定鳥獣管理計画において、県が広域管理するものとする。

(第25表)

実施計画を作成する。

10 計画の見直し

計画が終期を迎えたときは、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その概要を公表する。

11 計画の実行体制の整備

施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得る。特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、鳥獣の管理に関する専門的職員を配置する。国は、都道府県の支援に努める。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護管理事業を実施する上で必要な資料を得るために、関係機関や研究者等との連携を図りながら各種調査を実施していく。

また、各種実績報告書等を整理し野生鳥獣の保護及び管理への活用を図るとともに、新しい知見に基づく調査法の検討を行う。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣のうち、特に保護又は管理を要する鳥獣について、保護管理事業への活用に資するため、その分布状況、生息数等の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

山形県レッドリスト改定のために実施した希少野生生物分布調査等の資料の活用、専門家からの聞き取り調査等により、県内全域における鳥獣の生息分布状況を把握し、保護事業の基礎資料とする。

イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類については、上記の調査に加え、国等の機関が調査し作成した資料の活用等により、県内における生息分布を把握し、鳥獣保護区等の設定など適正な保護を実施するための資料とする。

また、里山民有林における自動撮影カメラを用いた定点観測調査や市町村アンケート、外来生物の初期防

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、法第78条の2に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査に関する以下の事項を参照して盛り込み、実施する。

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

10 計画の見直し

計画が終期を迎えたときは、設定された目標の達成度や保護事業又は管理事業の効果を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その概要を公表する。

11 計画の実行体制の整備

施策の一貫性が確保される体制を整備するため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得る。特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、鳥獣の管理に関する専門的職員を配置する。国は、都道府県の支援に努める。

域個体群の安定的維持を図るため、第二種特定鳥獣管理計画において、県が広域管理するものとする。

(第23表)

第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護管理事業を実施する上で必要な資料を得るために、関係機関や研究者等との連携を図りながら各種調査を実施していく。

また、各種実績報告書等を整理し野生鳥獣の保護及び管理への活用を図るとともに、新しい知見に基づく調査法の検討を行う。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数等の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

既存資料の活用、アンケート調査、聞き取り調査等により、県内全域における鳥獣の生息分布状況を把握し、保護事業の基礎資料とする。

なお、ニホンザル及びツキノワグマについては、特定計画に基づきモニタリング調査を行い、生息分布等を把握し、同計画の見直しの資料とする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

イヌワシ、クマタカ、等希少猛禽類については、既存資料の活用、聞き取り調査等により、県内における生息分布を把握し、鳥獣保護区等の設定など適正な保護を実施するための資料とする。

・国基本指針に準じた項目名の変更
・具体的表現を追加

・現状の具体的対応を記載

・現状の具体的対応を記載

(第24表)
・現状の具体的対応を記載

除を目的とした調査の実施等により、ハクビシンやアライグマ等、管理をする鳥獣の分布状況や行動変化を把握し、防除対策の実施等、適正な管理を実施するための資料とする。

(第26表)

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

全国的な一斉調査の一環として、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地等について、冬季における生息状況を把握し、保護対策を実施するための資料とする。

(第27表)

(4) 狩猟鳥獣生息調査

キジ、ヤマドリについて、生息数の増減傾向を把握し、適正な捕獲等の管理を行う。

(第28表)

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについて、群れの出没動向、個体数の推定及び増減変化、生息分布の変化等を把握するためのモニタリングを行い、これにより得られたデータを管理事業にフィードバックさせながら、第二種特定鳥獣管理計画による順応的な管理に活用する。

(第29表)

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区指定候補地及び既指定鳥獣保護区について、鳥獣の生息状況等を把握し、鳥獣保護区の指定・管理等を実施するための資料とする。

(第30表)

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

(3) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出会い数調査を継続して生息数の変化を把握する。キジ・ヤマドリについて放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(4) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

2 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

全国的な一斉調査の一環として、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地等について、冬季における生息状況を把握し、保護対策を実施するための資料とする。

(第25表)

・国基本指針に準じた構成の変更

・国基本指針に準じた構成の変更
・現状の具体的対応を記載

・国基本指針に準じた構成の変更

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区指定候補地及び既指定鳥獣保護区について、鳥獣の生息状況等を把握し、鳥獣保護区の指定・管理等を実施するための資料とする。

(第26表)

(2) 捕獲等情報収集調査	<p>法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲事業による捕獲）については、捕獲を行った者から捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、幼獣・成獣の別等について報告を得ることで、管理の効果等の把握に活用する。特に指定管理鳥獣については、出獵日における目撃数の報告も得ることにより、単位努力量当たりの捕獲数の算定や個体数の推定を行い、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果測定や捕獲目標の設定等に活用する。</p> <p>(2) 捕獲等情報収集調査</p> <p>法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集するべき基本的な項目を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。</p> <p>また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。</p> <p>(3) 制度運用の概況情報</p> <p>県は、上記調査の実施等により、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握するとともに、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に活かすとともに、国に提供する。</p>		<p>鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。</p> <p>(2) 方針</p> <p>狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣であるキジやヤマドリを重点として、県内における狩猟の実態や狩猟鳥獣の生息状況等の把握に努める。</p> <p>(2) 狩猟鳥獣生息調査</p> <p>キジ、ヤマドリについて、生息数の増減傾向を把握し、適正な捕獲等の管理を行う。</p> <p>(3) 狩猟実態調査</p> <p>県内における狩猟の実態を把握し、狩猟の適正化のための資料とする。なお、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについては、捕獲状況図を作成する。</p> <p>(4) 放射性物質検査</p> <p>平成23年3月の東京電力株式会社福島第1原子力発電所事故により、野生鳥獣への放射性物質の影響が確認されており、捕獲に従事する狩猟者などの不安が高まっている。このため、国等関係機関と連携し野生鳥獣の放射性物質濃度モニタリング検査を実施するとともに、適切な情報提供に努める。</p> <p>3 新たな技術の研究開発</p> <p>(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発</p> <p>銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟法の技術開発及び錯誤捕獲の少ないくりわなやはこわなの改良を進める。また、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。</p> <p>また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進める。</p> <p>(2) 被害防除対策に係る技術開発</p> <p>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進める。</p> <p>(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発</p> <p>捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に関する技術開発を進める。</p>	<p>3 狩猟対策調査</p> <p>(1) 方針</p> <p>狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣であるキジやヤマドリを重点として、県内における狩猟の実態や狩猟鳥獣の生息状況等の把握に努める。</p> <p>(2) 狩猟鳥獣生息調査</p> <p>キジ、ヤマドリについて、生息数の増減傾向を把握し、適正な捕獲等の管理を行う。</p> <p>(3) 狩猟実態調査</p> <p>県内における狩猟の実態を把握し、狩猟の適正化のための資料とする。なお、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについては、捕獲状況図を作成する。</p> <p>(4) 放射性物質検査</p> <p>平成23年3月の東京電力株式会社福島第1原子力発電所事故により、野生鳥獣への放射性物質の影響が確認されており、捕獲に従事する狩猟者などの不安が高まっている。このため、国等関係機関と連携し野生鳥獣の放射性物質濃度モニタリング検査を実施するとともに、適切な情報提供に努める。</p> <p>4 鳥獣管理対策調査</p> <p>(1) 方針</p> <p>県内における有害鳥獣捕獲による捕獲実態を把握し、有害鳥獣対策の資料とする。特に、農作物被害等が著しい鳥獣については、捕獲地点、捕獲個体の状況など詳細な情報を収集するとともに、捕獲状況図を作成する。</p> <p>なお、ニホンザル、ツキノワグマについては、市町村及び関係者の協力を得ながら、特定計画の策定及び推進等のために必要な情報を収集する。</p> <p>(2) 調査の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国基本指針に準じた構成の変更 ・国基本指針に準じた構成の変更 ・国基本指針に準じた構成の追加 ・国基本指針に準じた構成の変更 ・構成の変更 ・国基本指針に準じた構成の変更 ・国基本指針に準じた構成の変更
4 放射性物質検査					

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政を実施するために必要な担当職員を、本庁環境エネルギー部みどり自然課、各総合支庁保健福祉環境部環境課に配置する。

(2) 設置計画

(第3_1表)

(3) 研修計画

(第3_2表)

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護管理事業を適正かつ円滑に推進するため、現在の総数、配置を維持する。

(2) 設置計画

(第3_3表)

(3) 年間活動計画

(第3_4表)

(4) 研修計画

(第3_5表)

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施す

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込む。

1 鳥獣行政担当職員

都道府県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行う。

2 鳥獣保護管理員

(1) 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、非常勤として都道府県の事務を補助するものであって、ボランティアとは異なることから、雇用のための必要な報酬は確保する。

(2) 鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

(3) 鳥獣保護管理員の総数について

各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。現状の総数の維持を前提にせず、勤務内容に応じて、必要な人数の配置を検討する。

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

(1) 人材の育成及び配置

ア 都道府県職員の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された都道府県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政を実施するために必要な担当職員を、本庁環境エネルギー部みどり自然課、各総合支庁保健福祉環境部環境課に配置する。

(2) 設置計画

(第3_0表)

(3) 研修計画

(第3_1表)

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護管理事業を適正かつ円滑に推進するため、現在の総数、配置を維持する。

(2) 設置計画

(第3_2表)

(3) 年間活動計画

(第3_3表)

(4) 研修計画

(第3_4表)

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施する

・国基本指針に準じた項目
名変更

ることのできる狩猟者及び鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第3_6表)

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

有害鳥獣捕獲等の保護管理の実施を支えている狩猟者の高齢化及び減少が地域において課題となっているため、狩猟者団体の協力を得て、その実態を把握するとともに、下記対策の継続を図るなど、新規狩猟者の育成・確保のための対策を講じるものとする。

ア 狩猟免許試験の休日実施及び県内3会場での試験実施（庄内・置賜・村山地区）

イ 狩猟免許試験受験予定者に対する講習会の開催

ウ 狩猟の魅力を普及するセミナーの開催

エ 新規狩猟者実技講習会の開催

オ 狩猟者の社会的役割の普及啓発

カ 新規狩猟者の銃等物品購入への補助

業の実施及び事業の結果の評価について、都道府県や国、大学等が実施する研修等を受講する。都道府県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警察官としての研修を含む。）を行う。市町村の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修又は情報の提供等を行う。

イ 鳥獣保護管理員の育成及び配置

都道府県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

ウ 市町村職員の育成

都道府県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。

エ 民間の保護及び管理の担い手の育成

都道府県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

(2) 狩猟者の数の確保

都道府県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるよう、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

第9次鳥獣保護事業計画の期間以来、鳥獣保護センター等の設置について検討してきたが、人材の確保等の課題が解決できず、設置に至っていない状況である。

第12次鳥獣保護管理事業計画の期間においては、各地域に設置する野鳥救護所及び野生鳥獣救護所の設置

4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

鳥獣保護センター等は、これまで傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的に、設置、整備されてきた。

近年、科学的かつ計画的で専門的な鳥獣の保護及び管理

ことのできる狩猟者及び鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第3_5表)

(3) 狩猟者の減少防止対策

有害捕獲等の保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者団体等の協力を得て、その実態を把握するとともに、下記対策の継続を図るなど、狩猟者の育成・確保のための対策を講じるものとする。

ア 狩猟免許試験の休日実施

イ 県内2会場で試験実施（庄内及び村山地区）

ウ 狩猟免許取得予定者に対する講習会経費負担軽減

エ 狩猟者の社会的役割の普及啓発

オ 新規狩猟者等の銃等物品購入への補助

カ 新規狩猟者実施講習会の開催

キ 狩猟の普及セミナーの開催

・項目名の整理

・構成の整理
・現状の具体的対応を記載

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

鳥獣保護センター等の設置について検討してきたが、人材の確保等の課題が解決できず、設置に至っていない状況である。

第12次鳥獣保護管理事業計画の期間においては、各

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

鳥獣保護センター等の設置については、第9次及び第10次鳥獣保護事業計画期間中において検討してきたが、施設の設置は困難な状況であった。第11次鳥獣保護管理事業計画期間中においては、その機能も含め、本県の

・現状における課題、方針を記載

のあり方も含め、本県における救護体制の全体的な検討を図りながら、本県の実情に合った鳥獣保護センター等について引き続き検討する。

が強く求められていることから、これまでの機能に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥獣保護及び管理の総合的な拠点として位置づけ、鳥獣保護管理センター等として既存施設の機能強化又は新たな施設整備等に努める。

5 指導

(1) 方針

違法な鳥獣の捕獲、飼養の未然防止のため、警察当局や市町村等と連携し、年間を通じて指導を実施する。狩猟期間については、特に、銃猟による事故や違反の未然防止を重点とした指導を実施する。特に、カモ類及びイノシシの狩猟期間とそれ以外の狩猟期間が異なることから、当該期間においては、違法な捕獲のないよう重点的に取り締まる。

(2) 年間計画

(第37表)

5 取締り

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行い、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策を講じる。

なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連携・協力を努める。

- (1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行う。
- (2) 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。
 - ア 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。
 - イ 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行いうよう配慮する。
- (3) 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行いうよう配慮する。
- (4) 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。
- (5) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。
- (6) 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行いうよう配慮する。
- (7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。
- (8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、

実情に合った鳥獣保護センター等のあり方を引き続き検討する。

5 指導

(1) 方針

違法な鳥獣の捕獲、飼養の未然防止のため、警察当局や市町村等と連携し、年間を通じて指導を実施する。狩猟期間については、特に、銃猟による事故や違反の未然防止を重点とした指導を実施する。特に、カモ類の狩猟期間とカモ類以外の狩猟期間が異なることから、当該期間においては、違法な捕獲のないよう重点的に取り締まる。

(2) 年間計画

(第36表)

・イノシシの
狩期延長に伴
う追加

<p>6 必要な財源の確保</p> <p>地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に關し、狩猟税を財源に必要な経費の支出を図る。</p> <p>指定鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、実施に必要な費用について国庫交付金の積極的な活用を図る。</p> <p>第十 その他</p> <p>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>ニホンザルやツキノワグマが人の活動領域に出没し、農林業・人身被害を発生させるなど野生鳥獣と県民との軋轢が高まっているとともに、県内で一時絶滅していたイノシシやニホンジカが生息域を拡大させ、生息数を増加させているとみられる。</p> <p>また、野生鳥獣と人間が棲み分けるための緩衝帯となっていた里山林の管理放棄地や農地の耕作放棄が増加する一方、野生鳥獣の捕獲を担う狩猟者の減少と高齢化が進行する等、野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す力が弱まっている。</p> <p>こうした状況において、野生鳥獣と人との軋轢を緩和させていく一方で、絶滅が危惧される野生鳥獣の地域個体群の安定的存続を図り生態系のバランスをとっていくため、関係者が連携し、野生鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施等による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進が必要となっている。</p> <p>2 狩猟の適正管理</p> <p>狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟にかかる各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施する。</p>	<p>定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。</p> <p>(9) 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪(かく)乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。</p> <p>(10) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努める。</p> <p>6 必要な財源の確保</p> <p>鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。</p> <p>第九 その他</p> <p>以下について、必要な事項を記載するよう努める。</p> <p>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題を整理する。</p> <p>2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い</p> <p>地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができる。この場合には、鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す。</p> <p>3 狩猟の適正化</p> <p>狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。</p>	<p>6 必要な財源の確保</p> <p>鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。</p> <p>第十 その他</p> <p>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>ニホンザルやツキノワグマが人間の活動領域に出没し、農林業・人身被害が発生するなど野生鳥獣と県民との軋轢が生じるとともに、これまで県内で見られなかつたイノシシやニホンジカが隣県から移動してくるなど、生息域が拡大する傾向にある。</p> <p>また、野生鳥獣と人間が棲み分けるための緩衝帯となっていた里山林の管理放棄地の増大及び耕作放棄や野生鳥獣捕獲の実施を担う狩猟者の減少と高齢化の進行等、野生鳥獣を本来の行動域又は生息域に押し戻す力が弱まっている。</p> <p>こうした状況の中で、野生鳥獣と人との軋轢の緩和及び野生鳥獣の地域個体群の安定的存続を図るため、関係者が連携し、野生鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施等による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進が必要となっている。</p> <p>2 狩猟の適正管理</p> <p>狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟にかかる各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施する。</p>
---	---	--

・語句の整理

息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

- (1) 県内各地に救護所を配置した現在の傷病鳥獣の救護体制を維持するため、運営者の高齢化等を踏まえ、後継者の確保について検討する。また、救護体制の充実を図るために、地域の獣医師による診察・治療を必要に応じて実施できる体制の整備について検討する。
- (2) 治癒した鳥獣の適正な野生復帰を図るために、適当な個体に対し訓練を実施するとともに、現在、救護所で保護している野生復帰不可能個体の対応（終生飼養又は安楽死等）について検討する。
- (3) 油汚染事故等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合、救護所運営者等の知識及び技術の向上を図るとともに、関係団体等との連携に努め、迅速な救護体制の確立を図る。
- (4) 外来鳥獣等及び農林水産業等への被害の原因となる鳥獣については、原則として救護の対象としないものとする。
- (5) 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に周知する。
- (6) 救護に当たっては人獣共通感染症の感染の有無を確認し、仮に感染の可能性のある場合は関係法令等の規定に従い、適切に対処するものとする。

＜野生鳥獣救護フロー図＞

4 傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣救護については、以下の考え方を踏まえて対応する。

(1) 目的や手法の明確化

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、傷病の発生原因の究明によるより効果的な予防措置を実施すること等、救護の目的及び意義を明確化することが重要である。特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては、こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体等生態系の異常の把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図る必要がある。

(2) 獣医師、民間団体等との連携と地域住民の参画等による普及啓発

傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発が重要であることから、市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、収容、終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制を構築し、研修等を通じてそれらの人材の育成を図る等、行政の指導監督等一定の関与の上で民間による積極的な取組を推進する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。

(3) 傷病鳥獣の個体の処置について

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、(1)で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は(1)で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適當ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105

また、各種制度の適用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

3 入猟者承認制度に関する事項

本県では、法第 12 条第 2 項により特に保護を図る必要があると認める狩猟鳥獣はないが、孤立した狩猟鳥獣の個体群が確認される等、必要が生じた場合には、第一種特定鳥獣保護計画の策定及び入猟者承認制度について検討する。

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 県内各地に救護所を配置した現在の傷病鳥獣の救護体制を維持するため、運営者の高齢化等を踏まえ、後継者の確保について検討する。また、救護体制の充実を図るために、地域の獣医師による診察・治療を必要に応じて実施できる体制の整備について検討する。

(2) 治癒した鳥獣の適正な野生復帰を図るために、訓練体制の整備について検討するとともに、現在、救護所で保護している野生復帰不可能個体の対応（終生飼養又は安楽死等）について検討する。

(3) 油汚染事故等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合、救護所運営者等の知識及び技術の向上を図るとともに、関係団体等との連携に努め、迅速な救護体制の確立を図る。

(4) 外来鳥獣等及び農林水産業等への被害の原因となる鳥獣については、原則として救護の対象としないものとする。

(5) 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に周知する。

(6) 救護にあたっては人獣共通感染症の感染の有無を確認し、仮に感染の可能性のある場合は関係法令等の規定に従い、適切に対処するものとする。

＜野生鳥獣救護フロー図＞

5 安易な餌付けの防止

(1) 方針
鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に関

・削除
・国基本指針に準じた構成の整理

・現状の対応に合わせて語句整理

4 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症のうち特に高病原性鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザが疑われる

号)、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。

(4) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は以下のよう考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採飢能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な攪(かく)乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

都道府県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

6 感染症への対応

鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

する普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には、以下の点について留意するものとする。

- ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- イ 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- ウ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(2) 年間計画

(第37表)

・語句の整理

・国基本指針に準じた構成の整理
・現状の具体

死亡野鳥に係る対応マニュアル(平成28年12月改訂)」に基づき、県民への情報提供を通じて理解の普及を図り予防に努める。

また、野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止（手袋、マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗い、うがい等）について、県民及び野生鳥獣関係者への周知に努める。
＜大量の死亡野鳥が発見された場合の連絡体制＞

(図)

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

(2) その他感染症

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

青少年を対象として愛鳥週間ポスタークールを実施するとともに、鳥類のヒナへの関わり方に関する周知や環境関連イベント等における生物多様性の保全に関する普及啓発活動を通して、鳥獣の保護思想の普及啓発を図る。

一方、野生鳥獣と人との適切なバランスを保つには、捕殺が必要な場合があることについて理解を普及させていくとともに、こうした活動の一環として、狩猟の魅力や意義について普及を図っていく。

イ 事業の年間計画

(第39表)

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第40表)

(2) 野鳥の森等の整備

本県では、野鳥の保護を図るとともに、県民が野鳥に親しめる場を提供することを目的に、昭和49年に上山市蔵王坊平地区に「山形県野鳥の森」を設置している。今計画においても、施設の利用促進を図るために、現在整備されている施設の維持管理を行う。

(第41表)

死亡野鳥に係る対応マニュアル(平成26年10月改訂)」に基づき、情報提供や啓蒙普及活動を実施して予防に努める。

また、野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止（手袋、マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗い、うがい等）について、県民及び野生鳥獣関係者への周知に努める。
＜大量の死亡野鳥が発見された場合の連絡体制＞

(図)

(2) その他感染症

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、その対象として青少年に重点を置き、愛鳥週間ポスタークール、探鳥会、県の鳥オシドリの放鳥、巣箱設置等を行う。

- ・国基本指針に準じた構成の整理
- ・現状の具体的対応を記載

イ 事業の年間計画

(第38表)

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第39表)

(2) 野鳥の森等の整備

本県では、野鳥の保護を図るとともに、県民が野鳥に親しめる場を提供することを目的に、昭和49年に上山市蔵王坊平地区に「山形県野鳥の森」を設置している。今計画においても、施設の利用促進を図るために、現在整備されている施設の維持管理を行う。

(第40表)

<p>(3) 安易な餌付けの防止 ア 方針 鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に関する普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には、以下の点について留意するものとする。</p> <p>(ア) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。</p> <p>(イ) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。</p> <p>(ウ) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。</p> <p>イ 年間計画 (第38表)</p>	<p>(3) 猗犬の適切な管理 猗犬による事故防止を図るため、猗犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猗犬の管理について狩猟者に注意を促す。</p> <p>(4) 野鳥の森等の整備 探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努める。</p> <p>(5) 愛鳥モデル校の指定 鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努める。愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができる。なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。</p> <p>(6) 法令の普及の徹底 本法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、都道府県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。</p>	<p>(3) 小中学生を対象とした普及啓発 ア 方針 野生鳥獣は、豊かな自然環境の重要な構成要素であり、快適な県民生活を維持するうえでも掛け替えのない存在である。県民の野生鳥獣を愛する心の醸成を図りつつ、これらを、県民の共有財産として末永く後世に伝えていく必要がある。</p> <p>そのため、県内の小中学生等を対象として、身近な野生鳥獣について学び、慈しむ機会を設け、鳥獣愛護思想の普及啓発を図る。</p>	<p>・現状の具体的対応に合わせて整理</p> <p>(4) 法令の周知徹底 ア 方針 鳥獣に関する法令のうち、鳥獣の捕獲・採取等の規制の制度、鳥獣飼養登録制度等、県民に関係のある事項について、<u>広報誌、ポスター、パンフレット等</u>により、その周知徹底を図るよう努めるものとする。</p> <p>イ 年間計画 (第41表)</p>
---	---	--	---